

令和元年

国見町議会会議録

第2回定例会

令和元年6月25日開会

令和元年7月5日閉会

国見町議会

令和元年第2回（6月）国見町議会定例会会議録目次

| | |
|----------|---|
| 応招告示 | 1 |
| 応招、不応招議員 | 2 |

第1号（6月25日）

| | |
|-----------------------------------|----|
| 議事日程 | 3 |
| 出席議員 | 4 |
| 欠席議員 | 4 |
| 遅参及び早退議員 | 4 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 4 |
| 本会議に出席した事務局職員 | 4 |
| 臨時議長の紹介 | 5 |
| 臨時議長の挨拶 | 5 |
| 開会の宣告 | 5 |
| 開議の宣告 | 5 |
| 仮議席の指定 | 5 |
| 選挙第2号 議長選挙 | 6 |
| 議席の指定 | 7 |
| 会議録署名議員の指名 | 7 |
| 会期の決定 | 7 |
| 町長挨拶 | 7 |
| 選挙第3号 副議長選挙 | 8 |
| 常任委員の選任について | 10 |
| 常任委員長及び副委員長の互選結果の報告について | 11 |
| 議会運営委員の選任について | 11 |
| 議会運営委員長及び副委員長の互選結果の報告について | 11 |
| 議会運営委員会の所掌事務調査について | 11 |
| 選挙第4号 公立藤田病院組合議会議員の選挙 | 12 |
| 選挙第5号 伊達地方衛生処理組合議会議員の選挙 | 12 |
| 選挙第6号 伊達地方消防組合議会議員の選挙 | 12 |
| 選挙第7号 福島地方水道用水供給企業団議会議員の選挙 | 12 |
| 散会の宣告 | 13 |

第2号（6月26日）

| | |
|-----------------------------------|----|
| 議事日程 | 15 |
| 出席議員 | 16 |
| 欠席議員 | 16 |
| 遅参及び早退議員 | 16 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 16 |
| 本会議に出席した事務局職員 | 16 |
| 開議の宣告 | 17 |
| 諸般の報告 | 17 |
| 陳情の付託 | 17 |
| 議案の上程（報告第3号～第6号、議案第38号～第46号） | 17 |
| 町長提案理由の説明 | 18 |
| 散会の宣告 | 23 |

第3号（6月28日）

| | |
|--------------------------------------------------------------------|----|
| 議事日程 | 25 |
| 出席議員 | 26 |
| 欠席議員 | 26 |
| 遅参及び早退議員 | 26 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 26 |
| 本会議に出席した事務局職員 | 26 |
| 開議の宣告 | 27 |
| 諸般の報告 | 27 |
| 報告第3号 繰越明許費の報告について | 27 |
| 報告第4号 事故繰越しの報告について | 27 |
| 報告第5号 町が出資している法人の経営状況について | 27 |
| 報告第6号 町が出資している法人の経営状況について | 28 |
| 議案第38号 国見町税条例等の一部を改正する条例 | 28 |
| 議案第39号 国見町税特別措置条例の一部を改正する条例 | 28 |
| 議案第40号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例 | 29 |
| 議案第41号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 | 30 |
| 議案第42号 国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正す | |

| | |
|------------------------------------|----|
| る条例 | 30 |
| 議案第43号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | 31 |
| 議案第44号 国見町介護保険条例の一部を改正する条例 | 32 |
| 議案第45号 令和元年度国見町一般会計補正予算（第1号） | 32 |
| 議案第46号 令和元年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） | 40 |
| 常任委員長報告 | |
| 陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について | 42 |
| 追加日程の議決 | 43 |
| 町長提案理由の説明 | 43 |
| 同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて | 43 |
| 発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書 | 44 |
| 議員の派遣について | 44 |
| 常任委員会の所管事務調査について | 45 |
| 散会の宣告 | 45 |

第4号（7月5日）

| | |
|-----------------------------------|----|
| 議事日程 | 47 |
| 出席議員 | 48 |
| 欠席議員 | 48 |
| 遅参及び早退議員 | 48 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 48 |
| 本会議に出席した事務局職員 | 48 |
| 開議の宣告 | 49 |
| 一般質問 | 49 |
| 6番 佐藤定男君 | 49 |
| ①マイナンバーカードの現状と課題について | |
| ②運転免許証自主返納者に対する支援状況について | |
| 8番 松浦常雄君 | 55 |
| ①国見町の出生数を増やすための取組みについて | |
| ②町の健診の受診率の現状と対策について | |
| 3番 松浦和子君 | 63 |
| ①高齢者支援について | |
| ②国見小学校の「特別の教科 道徳」について | |
| 10番 浅野富男君 | 73 |
| ①道の駅を活用した農業の振興について | |

| | |
|---------------------------|----|
| 5番 村上 一君 | 81 |
| ①犯罪などから子どもたちを守るため町の対策について | |
| 7番 渡辺勝弘君 | 85 |
| ①商店街の活性化について | |
| 町長挨拶 | 93 |
| 閉議及び閉会の宣告 | 94 |

国見町告示第1号

令和元年第2回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年6月18日

国見町長 太田久雄

記

1. 期 日 令和元年6月25日
2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

- ・ 応招議員（10名）

| | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 小林聖治君 | 2番 佐藤孝君 | 3番 松浦和子君 |
| 4番（欠番） | 5番 村上 一君 | 6番 佐藤定男君 |
| 7番 渡辺勝弘君 | 8番 松浦常雄君 | 9番（欠番） |
| 10番 東海林一樹君 | 11番 浅野富男君 | 12番 八島博正君 |
| 13番（欠員） | 14番（欠員） | |

- ・ 不応招議員

なし

第 1 目

令和元年第2回国見町議会定例会議事日程（第1号）

令和元年6月25日（火曜日）午前10時開議

（臨時議長編成分）

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 選挙第2号 議長選挙

（議長編成分）

- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期決定
- 第 6 町長挨拶
- 第 7 選挙第3号 副議長選挙
- 第 8 常任委員の選任について
- 第 9 常任委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第10 議会運営委員の選任について
- 第11 議会運営委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第12 議会運営委員会の所掌事務調査について
- 第13 選挙第4号 公立藤田病院組合議会議員の選挙
- 第14 選挙第5号 伊達地方衛生処理組合議会議員の選挙
- 第15 選挙第6号 伊達地方消防組合議会議員の選挙
- 第16 選挙第7号 福島地方水道用水供給企業団議会議員の選挙

・出席議員（10名）

| | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 小林聖治君 | 2番 佐藤孝君 | 3番 松浦和子君 |
| 4番（欠番） | 5番 村上 一君 | 6番 佐藤定男君 |
| 7番 渡辺勝弘君 | 8番 松浦常雄君 | 9番（欠番） |
| 10番 東海林一樹君 | 11番 浅野富男君 | 12番 八島博正君 |
| 13番（欠員） | 14番（欠員） | |

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------------------|---------|-----------------|-------|
| 町 長 | 太田久雄君 | 副 町 長 | 佐藤弘利君 |
| 教 育 長 | 岡崎忠昭君 | 総 務 課 長 | 引地 真君 |
| 企画情報課長 | 阿部正一君 | 税務住民課長 | 吉田義勝君 |
| 環境防災課長 | 村上幸平君 | 保健福祉課長 | 菊地弘美君 |
| 産業振興課長 兼農業委員 事務局 長 | 蓬田英右君 | まちづくり 交流 課 長 | 武田正裕君 |
| 建 設 課 長 | 羽根洋一君 | 上下水道課長 | 宍戸浩寿君 |
| 会計管理者兼 会 計 課 長 | 黒木浩子君 | 教育次長兼 学校教育課長 | 澁谷康弘君 |
| 幼児教育課長 | 東海林八重子君 | 生涯学習課長 | 安藤充輝君 |
| 代表監査委員 | 佐藤徳正君 | | |

・本会議に職務のため出席した事務局職員

| | | | |
|---------|-------|-----|-------|
| 事 務 局 長 | 松浦昭一君 | 書 記 | 佐藤智昭君 |
| 書 記 | 実沢隆之君 | 書 記 | 中條伸喜君 |

◇臨時議長の紹介

議会事務局長（松浦昭一君） 議会事務局長の松浦です。

本定例会は、一般選挙後、初めての議会であります。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。ただいまの出席議員中、八島博正議員が年長議員でございます。ここに八島博正議員をご紹介します。

◇ ◇ ◇

◇臨時議長の挨拶

臨時議長（八島博正君） ただいま紹介されました八島博正です。

地方自治法第107条の規定により、臨時の議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いします。

◇ ◇ ◇

◇開会の宣告

臨時議長（八島博正君） 開会の宣言をいたします。ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第2回国見町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

臨時議長（八島博正君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇仮議席の指定

臨時議長（八島博正君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

臨時議長（八島博正君） 申し上げます。

次の日程に入ります前に、暫時休議いたします。

なお、休憩中に全員協議会を開催いたしますので、委員会室にご参集をお願いいたします。全員協議会の場において、正副議長を志願する議員の所信表明を行います。傍聴については自由といたします。

(午前10時05分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

臨時議長（八島博正君） 再開いたします。

(午前10時16分)

◇ ◇ ◇

◇選挙第2号 議長選挙

臨時議長（八島博正君） 日程第2、選挙第2号「議長選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場を封鎖いたします。

（議場閉鎖）

臨時議長（八島博正君） ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に佐藤定男君及び渡辺勝弘君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。また、白紙は無効といたします。

（投票用紙配付）

臨時議長（八島博正君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

臨時議長（八島博正君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検 異状なし）

臨時議長（八島博正君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順番に投票願います。

点呼を命じます。

（事務局長の点呼により順次投票）

臨時議長（八島博正君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

臨時議長（八島博正君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

（投票完了）

臨時議長（八島博正君） 開票を行います。

佐藤定男議員及び松浦常雄議員、開票の立ち会いをお願いします。

開票。

（開票）

臨時議長（八島博正君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票9票、無効投票1票、有効投票のうち東海林一樹君6票、八島博正3票、以上であります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、東海林一樹君が当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

臨時議長（八島博正君） ただいま議長に当選されました東海林一樹君が議場におられます。

議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

東海林一樹君の発言を許します。

議長（東海林一樹君） ただいまの選挙の結果、引き続き議長の任務を仰せつかりました。

所信表明にも述べましたとおり、町議会の最大の使命は、町政を厳しくチェックすることにあります。そして、同僚議員の皆さん方のご意見に耳を傾けながら、議会の活性化に努めてまいりますので、皆様にはよろしくご意見申し上げ、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

臨時議長（八島博正君） これをもちまして、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

ご協力まことにありがとうございました。

議会事務局長（松浦昭一君） それでは改めまして、新たに議長に当選されました東海林一樹議長、議長席にお着きをお願いいたします。

◇

◇

◇

◇議席の指定

議長（東海林一樹君） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手許に配付いたしました議席表のとおり指定いたします。

◇

◇

◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番小林聖治君、2番佐藤 孝君を指名いたします。

◇

◇

◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第5、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から7月5日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から7月5日までの11日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり、町長、教育長、監査委員、関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めていますので、ご了承願います。

◇

◇

◇

◇町長挨拶

議長（東海林一樹君） 日程第6、町長から、議会招集につき、挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

町長（太田久雄君） 本日ここに、令和元年第2回国見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご壮健にて全員ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

また、さきの国見町議会議員一般選挙にご当選され、歴史のある国見町議会議員として榮譽に輝かれましたことに対し、謹んでお喜びを申し上げますとともに、健康には十分ご留意され、町政進展のためにご活躍されますことを心からご祈念を申し上げます。

また、議会招集のご挨拶に際し、今月18日に山形県沖を震源とする地震により被災された皆様にご心からお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一刻も早い復旧・復興を皆様とともに祈りを申し上げます。

さて、私は2期目の町長就任以来、「復興・絆・交流連携」、「国見の未来をみんなで作らしましょう！」を念頭に、「国見町の維持とさらなる発展」、「町民主役の町民総参加の町政の実現」、「国・県、市町村、関係機関との連携」の3つの基本理念と姿勢のもとに、「震災からの復興・再生」、「安全安心なまちづくり」、「活力あるまちづくり」、「思いやりのあるまちづくり」、そして、「国見町の継続的な維持発展」に向けた町政を推し進めてまいりました。引き続き、東日本大震災や原発事故からの復旧・復興、安全安心に直結する事業を最優先に取り組み、また、国見町の魅力や情報を町内外に積極的に発信し、道の駅を核としました基幹産業の活性化、歴史まちづくり計画の推進、地方創生総合戦略の具現化を進めますとともに、少子高齢化社会を見据えた子育て支援や健康づくりなどに積極的に取り組みながら、ずっと好きです国見町、自立したキラリと輝く国見町と言っていただける町になるように、未来に向けた基盤づくりに邁進してまいります。

議会の皆様には、町と議会それぞれの立場で議論を尽くし、ともに前進してまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解を賜りたく、よろしくお祈りを申し上げます。

終わりに、今後の皆様方のご活躍、ご健勝を心からご祈念申し上げ、招集にあたってのご挨拶とさせていただきます。



◇選挙第3号 副議長選挙

議長（東海林一樹君） 日程第7、選挙第3号「副議長選挙」を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

議場閉鎖。

（議場閉鎖）

議長（東海林一樹君） ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に10番浅野富男君及び5番村上 一君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。また、白紙は無効といたします。

投票用紙配付。

(投票用紙配付)

議長(東海林一樹君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検 異状なし)

議長(東海林一樹君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順番に投票願います。

点呼を命じます。

(事務局長の点呼により順次投票)

議長(東海林一樹君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

(投票完了)

議長(東海林一樹君) 開票を行います。

10番浅野富男君及び5番村上 一君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議長(東海林一樹君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票9票、無効投票1票、有効投票のうち松浦常雄君6票、渡辺勝弘君2票、浅野富男君1票、以上であります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、松浦常雄君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(東海林一樹君) ただいま副議長に当選されました松浦常雄君が議場におられます。

議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

松浦常雄君の発言を許します。

松浦常雄君。

副議長(松浦常雄君) 私はこのたび、皆様のご支持により、副議長に当選させていた

だきました。その職務の重さを考えますと身の引き締まる思いです。

これまでの3期12年の経験を生かし、副議長として議長を補佐し、議会の円滑な運営と町民の負託に応える議会を目指し、努力してまいり所存ですので、どうか皆様のご協力をよろしくお願い申し上げまして私の挨拶とさせていただきます。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） ここで暫時休憩いたします。全員協議会を開催いたしますので、委員会室にご参集をお願いいたします。

（午前10時48分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時09分）

◇ ◇ ◇

◇常任委員の選任について

議長（東海林一樹君） 日程第8、常任委員の選任を行います。

おはかりいたします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、お手許に配付した名簿のとおり指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員は、お手許に配付した名簿のとおり選任することに決定いたしました。

申し上げます。

次の日程に入ります前に、各常任委員会の常任委員長並びに副委員長の互選があります。そのために、委員会は委員会条例第7条第1項の規定により、議長において招集いたします。

お手許に配付の日程により休憩中に会議を開き、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 暫時休憩をいたします。

（午前11時10分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時19分）

◇ ◇ ◇

◇常任委員長及び副委員長の互選結果の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第9、常任委員長及び副委員長の互選結果の報告をいたします。

総務文教常任委員長に松浦和子君、同副委員長に浅野富男君。
産業建設常任委員長に村上 一君、同副委員長に渡辺勝弘君。
広報常任委員長に浅野富男君、同副委員長に佐藤定男君。
以上のとおり互選されましたので、報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 暫時休憩いたします。なお、休憩中に全員協議会を開催いたしますので、委員会室にご参集願います。

（午前11時20分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時28分）

◇ ◇ ◇

◇議会運営委員の選任について

議長（東海林一樹君） 日程第10、議会運営委員の選任については、委員会条例第3条の2の規定により、佐藤定男君、村上 一君、浅野富男君、渡辺勝弘君、松浦和子君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、佐藤定男君、村上 一君、浅野富男君、渡辺勝弘君、松浦和子君を選任することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

◇議会運営委員長及び副委員長の互選結果の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第11、議会運営委員長及び副委員長に佐藤定男君、同副委員長に村上 一君。

以上のとおり互選されましたので、ご報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇議会運営委員会の所掌事務調査について

議長（東海林一樹君） 日程第12、議会運営委員会の所掌事務調査についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、所掌事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

おはかりいたします。

議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(東海林一樹君) 暫時休憩いたします。

全員協議会を開きますので、委員会室にご参集願います。

(午前11時30分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(東海林一樹君) 再開いたします。

(午前11時37分)

◇ ◇ ◇

◇選挙第4号 公立藤田病院組合議会議員の選挙

◇選挙第5号 伊達地方衛生処理組合議会議員の選挙

◇選挙第6号 伊達地方消防組合議会議員の選挙

◇選挙第7号 福島地方水道用水供給企業団議会議員の選挙

議長(東海林一樹君) おはかりいたします。

日程第13、選挙第4号から日程第16、選挙第7号までは一部事務組合議会議員の選挙であります。

この際、これを一括議題にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第13から日程第16までを一括議題といたします。

それぞれ一部事務組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。

それぞれ一部事務組合議会議員の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

おはかりいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

直ちに指名をいたします。最初に、公立藤田病院組合議会議員に、松浦常雄君、佐藤定男君、村上 一君、松浦和子君、佐藤 孝君、東海林一樹、以上6名の諸君を指名いたします。

次に、伊達地方衛生処理組合議会議員に八島博正君、浅野富男君の2名を指名いたします。

次に、伊達地方消防組合議会議員に渡辺勝弘君、小林聖治君の2名を指名いたします。

次に、福島地方水道用水供給企業団議会議員に東海林一樹を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君をそれぞれの組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、それぞれ一部事務組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長(東海林一樹君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

終了後、午後1時より委員会室において議会運営委員会を開催いたしますので、ご参集願います。

終了後、全員協議会も開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

あす26日は、午前10時より本会議を開きます。

これをもって本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午前11時41分)

第 2 目

令和元年第2回国見町議会定例会議事日程（第2号）

令和元年6月26日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 陳情の付託
 - 陳情第 5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について
- 第 3 報告第 3号 繰越明許費の報告について
- 第 4 報告第 4号 事故繰越しの報告について
- 第 5 報告第 5号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 6 報告第 6号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 7 議案第38号 国見町税条例等の一部を改正する条例
- 第 8 議案第39号 国見町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第40号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第41号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第42号 国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第43号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第44号 国見町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第45号 令和元年度国見町一般会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第46号 令和元年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

・出席議員（10名）

| | | |
|-----------|------------|----------|
| 1番 小林聖治君 | 2番 佐藤孝君 | 3番 松浦和子君 |
| 4番（欠番） | 5番 村上 一君 | 6番 佐藤定男君 |
| 7番 渡辺勝弘君 | 8番 松浦常雄君 | 9番（欠番） |
| 10番 浅野富男君 | 11番 八島博正君 | 12番（欠員） |
| 13番（欠員） | 14番 東海林一樹君 | |

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------------------|---------|-----------------|-------|
| 町 長 | 太田久雄君 | 副 町 長 | 佐藤弘利君 |
| 教 育 長 | 岡崎忠昭君 | 総 務 課 長 | 引地 真君 |
| 企画情報課長 | 阿部正一君 | 税務住民課長 | 吉田義勝君 |
| 環境防災課長 | 村上幸平君 | 保健福祉課長 | 菊地弘美君 |
| 産業振興課長 兼農業委員 事務局 長 | 蓬田英右君 | まちづくり 交流 課 長 | 武田正裕君 |
| 建 設 課 長 | 羽根洋一君 | 上下水道課長 | 宍戸浩寿君 |
| 会計管理者兼 会 計 課 長 | 黒木浩子君 | 教育次長兼 学校教育課長 | 澁谷康弘君 |
| 幼児教育課長 | 東海林八重子君 | 生涯学習課長 | 安藤充輝君 |
| 農 業 委 員 会 会 長 | 朽木勝之君 | 代表監査委員 | 佐藤徳正君 |

・本会議に職務のため出席した事務局職員

| | | | |
|---------|-------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 松浦昭一君 | 書 長 | 記 佐藤智昭君 |
| 書 記 | 実沢隆之君 | 書 記 | 中條伸喜君 |

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

本定例会は、地球温暖化対策などのため、クールビズに取り組んでおりますので、暑い場合は上着を脱いで臨まれても構いませんので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議会関係について事務局長から報告いたさせます。議会事務局長。

議会事務局長（松浦昭一君） 議会関係についてご報告いたします。

平成31年第1回議会定例会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

また、第1回定例会で可決いたしました福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書につきましては、3月19日に内閣総理大臣ほか関係機関に送付いたしました。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり、報告4件、条例7件、補正予算2件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は5件であります。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

なお、一部事務組合関係の報告は資料配付となりますので、ご了承願います。

以上、ご報告いたします。

議長（東海林一樹君） 以上で諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

◇陳情の付託

議長（東海林一樹君） 日程第2、陳情の付託について。

本日までに受理した請願・陳情は、陳情5件であり、お手許に配付した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

◇

◇

◇

◇議案の上程（報告第3号～第6号、議案第38号～第46号）

議長（東海林一樹君） 日程第3、報告第3号から日程第15、議案第46号までの報告4件及び議案9件を一括上程いたします。

なお、この13件については、本日提案理由の説明を受け、28日に議案説明、質

疑、採決を行いますのでご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

(書記 議案提出書を朗読)



◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） 本定例会にご提案申し上げました各議案について、ご説明を申し上げます。

本定例会には、繰越明許費の報告などの報告4件、条例改正などの一般議案が7件、一般会計補正予算ほか1件の特別会計補正予算の予算議案2件、計13件の当面する緊急かつ重要な案件をご提案を申し上げておるところでございます。

それでは、議案の説明に先立ちまして、平成31年3月第1回議会定例会以降の町政執行等の主なるものについて申し上げます。

はじめに、東日本大震災からの復興・再生についてでございます。

まず、仮置き場除去土壌等の輸送について申し上げます。町内各所の仮置き場から中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送を進めるとともに、既に搬出が完了いたしました藤田方部1号と大枝方部1号仮置き場につきましては、原状回復工事の着手に向けて環境省との協議を加速し実施をまいります。

次に、ため池の放射性物質対策事業について申し上げます。

今年度は、1カ所の実施設計と2カ所の対策工を行うこととし、実施設計等対策を1カ所につきましては、既に発注をいたしたところでございます。残る1カ所の対策工につきましては、実施設計完了後速やかに発注してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、あんぽ柿の産地再生に向けた取り組みについて申し上げます。

出荷再開から6年目、また、個包装製品につきましては出荷再開から3年目を迎えました平成30年産のあんぽ柿につきましては、全量非破壊検査を実施し、安全安心の確保と産地再生に向けた取り組みを進めてまいりました。その結果、出荷量につきましては前年比約9%の増、価格につきましては前年並みとなっております。

また、令和元年産のあんぽ柿につきましては、福島県あんぽ柿産地振興協会において、出荷目標数量を震災前の94%、1,450トンと設定をしまして、検査等について関係機関との協議を現在進めておるところでございます。

次に、原発事故に伴い、上野台運動公園と大木戸町民運動場に設けられておりました避難された皆様のための応急仮設住宅の撤去についてでございます。

本年3月に全ての入居者が退去したことに伴いまして、福島県による撤去と原状復旧の作業が今年3日から始められております。なお、工期は今年9月末までとの報告を受けておるところでございます。

次に、福島第一原発事故に伴うホールボディカウンターによる内部被曝検査について申し上げます。

今年度も既に幼稚園児を対象に進めておりますが、順次、小学生、中学生、4歳未満児とその保護者、そして高校生等を対象に検査するとともに、希望される町民にもあわせまして実施することといたしてございます。

次に、ガラスバッジによる外部被曝量の検査につきましても昨年同様、中学生以下の児童生徒、そして希望される町民を対象に実施することとし、現在その準備を進めておるところでございます。

2つ目は、安全安心なまちづくりについてでございます。

まず、福島北警察署長宛てに信号機設置の要望書を提出した件について申し上げます。

これは、国道4号の役場前までの拡幅によりまして交通条件が大きく変わり、重大事故の発生が危惧される国道4号と道の駅国見あつかしの郷の北側、町道116号との交差点との信号機の新規設置並びに日渡交差点への矢印式信号機の早期設置を改めて要望いたしましたところでございます。

全国的に悲惨な交通事故が相次いでいることから、早期に設置されるように今後も粘り強く、鋭意要望してまいりたいと考えてございます。

次に、子どものいじめ対策と安全安心の確保の取り決めについて申し上げます。

先般、国見町子どもいじめ防止条例に基づくいじめ問題対策連絡協議会と国見町いじめ問題専門委員会との合同会議を開催し、今年度の活動を始めたところでございます。また、昨今の子どもをめぐる痛ましい事件、事故を受け、子ども安全対策会議につきましても開催しまして、子どもたちの安全安心を確保することとしたところでございます。

3つ目は、活力のあるまちづくりについて申し上げます。

まず、まちづくり事業についてでございます。

4月に開催いたしましたまちづくり推進協議会におきまして、義経まつり、あつかし山ビッグツリー、産業祭、そしてフォトコンテスト等の事業の実施が決定されたところでございます。このうち義経まつりにつきましては、後日開催された実行委員会におきまして9月23日の開催と組織体制が決定されまして、実施準備に入ったところでございます。

次に、国見ホイスコーレ事業について申し上げます。

昨年に引き続き、若者を中心とした学びの場としてホイスコーレ事業を進めてまいります。今月にはカスタムラボ合宿を行い、メンバーの交流と絆を深めたところでございます。また、中学生向けのプロジェクト学習につきましても、引き続き実施をしてございまして、地域おこし協力隊を交えながら、若者の学びの場の醸成に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、道の駅国見あつかしの郷の状況について申し上げます。

開業2周年目を迎えるにあたって、大型連休に合わせまして記念のセレモニー等ステージイベントを開催いたしました。また、風評被害払拭と道の駅同士の交流連携を図る、くにみ道の駅大交流フェスタを開催いたしましたところ、県内の道の駅や各種

団体のみならず、ニセコ、平泉、池田、もてぎ、米沢等の県外の道の駅にもご参加をいただき、今後の強固な連携のベースを作ることができたものと考えてございます。

次に、東北楽天PR事業について申し上げます。

この事業は、国見町の仙台圏でのPR、国見町への入り込み者数を増加させるために取り組んだ事業の一つでございます。楽天生命パーク宮城での東北楽天イーグルスの公式戦に冠協賛し、国見町の宝物の情報発信とPRを球場全体で行ったものでございます。来場者2万5000人への直接訴えかけることができたことは、今後につながる価値のある取り組みであったものと考えてございます。

4つ目は、思いやりのあるまちづくりについてでございます。

まず、家族の介護に当たる方々の支援と認知症の予防啓発のために開催をいたしました家族介護教室について申し上げます。

この教室は、講師もグループワークに参加する形式としたことから、一体感が醸成されまして、実態に即した深い質問や共感するご意見が多数出されたところでございます。町では、今後も介護を担う方々の負担軽減と介護保険の適切な運営に資する事業を展開してまいりたいと考えてございます。

次に、ささえ愛カフェの事業について申し上げます。

この事業は、地域の共助の心を育む取り組みの一環として開催したものでございまして、地域で支える仕組みづくりを実践しておりますNPO法人の代表と当町の居場所づくりの代表による、現場感覚あふれるとっておきの活動報告をメインに進められ、地域と福祉づくりについて奥深い話し合いが行われたところでございます。

次に、国見町子育て支援ガイドブックについて申し上げます。

このガイドブックは、子育て支援事業の一環としまして、当町の子育て支援事業をまとめたものでございます。町内の中学生以下のお子さんがある全世帯と町内の関係施設に配付をいたしました。町の子育て支援事業を広く周知しながら、より一層充実した子育て支援まちづくりを推し進めたいと考えてございます。

次に、くにみキッズフェスティバルについて申し上げます。

会場となりました道の駅国見あつかしの郷には、町内外から多くの親子連れが訪れ、楽しいひとときを過ごしていただけたものと考えてございます。町として引き続き、子育て支援事業に取り組んでまいりたいと考えてございます。

最後に、国見町の継続的な維持発展について申し上げます。

まず、町政全般にわたる事項について申し上げます。

4月から5月にかけて、国、県をはじめとする関係機関に私自身が出向きまして、今般における国見町の主要事業について説明を申し上げ、さまざまな支援について要請を行ってまいりました。それぞれの機関において国見町の状況を十分ご理解いただいたものと考えてございます。

次に、マイナンバー制度について申し上げます。

個人カードの交付状況ですが、6月21日現在の地方公共団体情報システム機構から町に送付されたカードは1,177枚で、町から本人に交付したカードにつきまし

では1,102枚となっておりますのでございます。

次に、改元に係る記帳台の設置について申し上げます。

平成から令和へ改元されることを受けまして、平成への感謝の気持、さらには令和への希望の気持を込めまして、役場庁舎と観月台文化センターに記帳台を設けましたところ、102名の方々から記帳をいただき、後日、芳名帳を宮内庁にお届けをいたしたところでございます。

次に、福島県町村会優良表彰町村表彰について申し上げます。

今般、国見町の取り組みが高く評価なされまして、福島県町村会から県内唯一の優良表彰を受けたところでございます。

次に、文部科学大臣表彰について申し上げます。

これは、国見小学校が子ども読書活動優良実践校として文部科学大臣表彰を受けたものでございます。全校一斉読書タイムや地域ボランティアによる読み聞かせなど、国見小学校ならではの取り組みが高く評価されたものでございます。

次に、域学連携事業について申し上げます。

福島大学とは、昨年に引き続き集落活性化事業や歴史を生かしたまちづくりの分野での取り組みを進めておりまして、4月には内谷太々神楽への参加、5月にはしめ縄づくりのための田植えなどを行い、今後も年間を通しながら、さまざまな連携を図ることといたしてございます。

次に、くにもみ農業ビジネス訓練所運営事業について申し上げます。

今年度は新規就農を目指す2名が長期研修を受講しているほか、短期研修、体験研修につきましても開始をいたしたところでございます。

また、野菜の栽培出荷につきましてもは、現在、鉄骨ハウスのミニトマトをはじめ、パイプハウスの枝豆、トウモロコシ、路地のタマネギにつきましても出荷をいたしてございます。

次に、貝田地区等の圃場整備事業について申し上げます。

平成29年度から実施しております区画整理事業につきましても全て完了しまして、既に一時利用地としまして水稻などの作付を行っております。今年度は、補完工事、確定測量及び換地計画書作成を進めることとなっておりますのでございます。

次に、子育て世代の支援について申し上げます。

人口減少、少子対策の一つとしまして、子育て世代包括支援センターの設立に向けまして、ママカフェを開催してまいりました。親子体操、それから子育ての悩み、相談会などを継続して開催することで、今後も子育て世代を支援し、親子の孤立化防止に努めてまいりたいと考えてございます。

また、若者交流事業として、くにもみ花結びC a f eも継続して実施することとし、先般、今年度1回目のC a f eを開催をいたしました。

次に、学校教育について申し上げます。

今年度のくにもみ幼稚園は138名、国見小学校は335名、県北中学校は216名でスタートをいたしたところでございます。

次に、国見学園コミュニティスクール委員会、地域学校共同本部推進委員会について申し上げます。

この委員会におきましては、くにみ幼稚園、国見小学校、県北中学校の運営の基本方針やアクティブプランについての承認をいただいたところでございます。

次に、生涯学習関連事業について申し上げます。

生涯学習事業につきましては、町、社会教育委員の会議を開催し、子ども、成人、高齢者などの各世代に対応しました事業計画を承認いただき、今年度の事業に着手をいたしました。このうち、小学校高学年を対象としました子ども司書講座は、県内でも先駆的な取り組みで、先般、この講座を受講した子ども司書たちによる子ども司書フェスタを開催し、多くの来場者があったところでございます。

次に、青少年の健全育成につきましては、先般、国見町青少年育成町民会議の総会を開催しまして、スポーツや文化の分野においてすばらしい活躍をされた青少年を顕彰いたしましたところでございます。

次に、国見の子どもたちが県内外で国見町をPRする国見ジュニア応援団事業について申し上げます。

先般、12名の児童・生徒による結団式を行い、今年度の活動を開始をいたしました。今後、国見町のすばらしさをしっかりと学び、岩手県平泉町、岐阜県池田町の子どもたちなどとの相互交流を進めてまいります。

次に、健康づくりのためのスポーツ振興でございますけれども、町長杯スポーツ大会、新たに1種目が追加されまして、11の競技において延べ500名を超える参加をいただいたところでございます。

次に、ニュースポーツ普及のためのスポーツサークル事業を新たに展開することとしまして、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会からの認証をいただき実施をする運びとなっております。

次に、文化芸術の振興におきましては、観月台文化センターを会場に各種団体が自主的に公演する2つの事業が行われ、町はこれを支援しますとともに、国や関係機関の支援を受けて、町としまして実施する幅広いジャンルの文化芸術事業につきましても、この開催のための手続に着手をいたしましたところでございます。

最後に、地域学校協働事業について申し上げます。

今年度も学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを育む事業を展開することとし、特に放課後学習支援事業、学校支援ボランティア事業、放課後支援事業などを進めていくことといたしてございます。

それでは、本定例会にご提案申し上げました各議案等について、その概要を申し上げます。

報告第3号「繰越明許費の報告について」から報告第6号「町が出資している法人の経営状況について」までの4件につきましては、地方自治法、地方自治法施行令及び地方公営企業法の規定に基づきまして、議会に報告をするものでございます。

議案第38号「国見町税条例等の一部を改正する条例」から議案第44号「国見町

介護保険条例の一部を改正する条例」までの7件につきましては、法令等の一部改正に伴いまして、町条例の所要の改正を行うものでございます。

議案第45号「令和元年度国見町一般会計補正予算（第1号）」につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9603万9000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ57億8603万9000円とするものでございます。歳出の補正の主なものにつきましては、プレミアム付商品券や除染対策、健康づくり事業などの補助金内示に伴い、事業費が確保されたもの及び緊急を要する事業が発生したことなどによるものでございます。

議案第46号「令和元年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、国民健康保険税の算定結果によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ317万7000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7119万1000円とするものでございます。

以上、本定例会にご提出申し上げました各議案につきまして、一括しまして提案理由の趣旨を申し上げましたけれども、各議案の内容、計数等につきましては、審議に先立ち関係課長からそれぞれ説明いたさせますので、慎重審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、任期満了に伴います国見町監査委員の選任につき同意を求める人事案件につきまして、追加議案を予定してございますので、ご報告を申し上げます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（東海林一樹君） 以上で、町長提案理由の説明は終わりました。

◇ ◇ ◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

10時40分より委員会室において議案調査会を開きます。

その後、正副議長、委員長会議を行い、終了後に議会全員協議会を開催いたします。

27日は、午前9時30分より総務文教常任委員会を委員会室で、同じく産業建設常任委員会を中会議室北側でそれぞれ開催いたします。午前10時から議会運営委員会を委員会室で、10時30分から全員協議会を開きます。午前11時から広報常任委員会を委員会室で開きます。

28日は、午前10時から本会議を開きますので、ご参集願います。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前10時28分）

第 3 日

令和元年第2回国見町議会定例会議事日程（第3号）

令和元年6月28日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第 3号 繰越明許費の報告について
- 第 2 報告第 4号 事故繰越しの報告について
- 第 3 報告第 5号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 4 報告第 6号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 5 議案第38号 国見町税条例等の一部を改正する条例
- 第 6 議案第39号 国見町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第40号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第41号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第42号 国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第43号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第44号 国見町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第45号 令和元年度国見町一般会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第46号 令和元年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第14 常任委員長報告
陳情第 5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について
(追加日程)
- 第15 同意第 2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第16 発議第 3号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第17 議員の派遣について
- 第18 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（10名）

| | | |
|-----------|------------|----------|
| 1番 小林聖治君 | 2番 佐藤孝君 | 3番 松浦和子君 |
| 4番（欠番） | 5番 村上 一君 | 6番 佐藤定男君 |
| 7番 渡辺勝弘君 | 8番 松浦常雄君 | 9番（欠番） |
| 10番 浅野富男君 | 11番 八島博正君 | 12番（欠員） |
| 13番（欠員） | 14番 東海林一樹君 | |

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------------------|---------|-----------------|-------|
| 町 長 | 太田久雄君 | 副 町 長 | 佐藤弘利君 |
| 教 育 長 | 岡崎忠昭君 | 総 務 課 長 | 引地 真君 |
| 企画情報課長 | 阿部正一君 | 税務住民課長 | 吉田義勝君 |
| 環境防災課長 | 村上幸平君 | 保健福祉課長 | 菊地弘美君 |
| 産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長 | 蓬田英右君 | まちづくり 交流 課 長 | 武田正裕君 |
| 建 設 課 長 | 羽根洋一君 | 上下水道課長 | 宍戸浩寿君 |
| 会計管理者兼 会 計 課 長 | 黒木浩子君 | 教育次長兼 学校教育課長 | 澁谷康弘君 |
| 幼児教育課長 | 東海林八重子君 | 生涯学習課長 | 安藤充輝君 |
| 農業委員会会長 | 朽木勝之君 | 代表監査委員 | 佐藤徳正君 |

・本会議に職務のため出席した事務局職員

| | | | |
|---------|-------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 松浦昭一君 | 書 長 | 記 佐藤智昭君 |
| 書 記 | 実沢隆之君 | 書 記 | 中條伸喜君 |

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

暑い方は上着を脱いで臨まれても結構ですので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち諸般の報告を行います。

議会関係について事務局長から報告いたさせます。

議会事務局長。

議会事務局長（松浦昭一君） 一般質問の通告は6議員で、お手許に配付の一般質問通告書一覧表のとおりであります。

以上、報告いたします。

議長（東海林一樹君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

◇報告第3号 繰越明許費の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第1、報告第3号「繰越明許費の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（引地 真君） 報告第3号、繰越明許費の報告についてをご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は議決予算の執行状況につき、報告のみにいたします。

◇

◇

◇

◇報告第4号 事故繰越しの報告について

議長（東海林一樹君） 日程第2、報告第4号「事故繰越しの報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（引地 真君） 報告第4号、事故繰越しの報告についてをご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は議決予算の執行状況につき、報告のみにいたします。

◇

◇

◇

◇報告第5号 町が出資している法人の経営状況について

議長（東海林一樹君） 日程第3、報告第5号「町が出資している法人の経営状況について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 報告第5号、町が出資している法人の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、福島地方土地開発公社の経営状況を報告いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は出資法人の経営状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第6号 町が出資している法人の経営状況について

議長（東海林一樹君） 日程第4、報告第6号「町が出資している法人の経営状況について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） 報告第6号 町が出資している法人の経営状況についてご説明いたします。この報告は地方自治法第243条の3第2項の規定により、国見まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出するものでございます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は出資法人の経営状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇議案第38号 国見町税条例等の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第5、議案第38号「国見町税条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） 議案第38号、国見町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第39号 国見町税特別措置条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第6、議案第39号「国見町税特別措置条例の一部を改正す

る条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） 議案第39号、国見町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第40号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第7、議案第40号「東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第40号、東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第41号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第8、議案第41号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第41号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第42号 国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第9、議案第42号「国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第42号、国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

八島博正君。

11番（八島博正君） 当議案第42号にかかわる対象者は何人なんのでしょうか。質問いたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 大変申し訳ございません、ただいま対象者の資料が手元にございませので、後で報告させていただくということでもよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第43号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第10、議案第43号「国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(菊地弘美君) 大変失礼いたしました。先ほどの八島議員の質問に対する部分について資料がありましたので、ここでご報告をさせていただきます。

受給者の人数につきましては約72名ということになってございますので、追加で報告をさせていただきます。

議長(東海林一樹君) 43号の説明をお願いいたします。

保健福祉課長(菊地弘美君) 議案第43号、国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

10番(浅野富男君) 保健福祉課長にお尋ねいたします。

ただいまの説明で介護保険料が上がることの中で給付費が伸びていると説明がありました。この給付費が伸びたというそもそもの原因とはどういったもののでしょうか。

議長(東海林一樹君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(菊地弘美君) 浅野議員のご質問にお答えをいたします。

介護保険の給付費が伸びていることにつきましては、その要因はやはり介護保険を受給をするといいますか、認定をされる方がサービスを利用するという部分が多くなってきて伸びているということがいえるかと思えます。

国見町だけに限ってといいますと、介護の認定率が約18%ということでパーセントは変わらないのですが、数としては全体の数が増えてございます。それに伴って介護の認定者も増えているということでサービス給付費が伸びています。これは福島県もそうですし、全国的な傾向でも同様でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ございませんか。
（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。
この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。
（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。
したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第44号 国見町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第11、議案第44号「国見町介護保険条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第44号、国見町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。
この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。
（起立多数）

議長（東海林一樹君） 起立多数です。
したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第45号 令和元年度国見町一般会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第12、議案第45号「令和元年度国見町一般会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（引地 真君） 議案第45号、令和元年度国見町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 補正予算書のページ13ページです。

土木費で、公共下水道費の900万7000円、内訳積立金で、こちらは東京電力からの賠償金ということですが、東京電力からの賠償金のこれまでの累計額を教えてくださいたいのですが。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） 6番佐藤定男議員の質問にお答えいたします。

これまでの東京電力からの支払額累計でございますけれども、まず、一般会計分としましては4232万8000円でございます。なお、水道事業特会分として1444万8000円となっているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） そうしますと、金額はわかりましたが、東電に対する請求はもう終了しているのでしょうか、まだあるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） これまで請求した内容でございますけれども、平成29年度までは請求済みでございます。今後、平成30年度を請求していきたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 質疑ほかにございませんか。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 保健福祉課長にお尋ねいたします。

ページ数は11ページになります。

先ほど消費税増税緩和対策費ということで、5目の、1900万円のプレミアム付商品券を計上しております。

商品券というか、こういう形のは今までに、前にやっていたとは思いますが、今回のプレミアム付商品券というのは対象者が変わっているのか、その詳細についてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 7番渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

プレミアム付商品券の部分について、以前にあったものとの違い等のご質問でございますが、まず目的が違ってございます。

平成27年度に行ったプレミアム付商品券の販売の部分につきましては、地方の経済の活性化のために、それを目的として行ったと認識をしております。今回のプレミアム付商品券の部分につきましては、消費税増税で低所得者あるいは子育て世代の消費に与える影響を緩和することが目的となっておりますので、対象者について、前は全ての町民の方でしたが、今回については低所得者あるいは子育て世帯

主向けということが変わっている部分でございます。

なお、事業の対象者の詳細であります。扶養となっている方は除いた住民税の非課税者1人につき2万5000円分の商品券、これを2万円で販売するという事です。それから、3歳未満児の子育ての世帯主について、子ども1人で2万5000円に当該世帯主の世帯に属する子どもの数を乗じた金額を、2万5000円で同じようにプレミアム付商品券として販売して、2万円として販売するというものでございます。

なお、事業の対象者の数につきましては、これは現段階では概数となりますが、扶養外の住民税非課税者についてはおよそ1,700人程度、3歳未満児の子育ての世帯主の部分につきましては、対象児童数が100人程度というふうに捉えているところでございます。

商品券の実際の販売については、国見町商工会に委託をするということで、現在の調整を続けているところでございます。

なお、このプレミアム付商品券につきましては、10月1日から使えるということで今年度いっぱいの使用期限ということになるかと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長から説明をいただきまして、対象者の人数もわかりました。

この対象者に対して、役場から連絡する方法は何か。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

まずは、扶養外となっている住民税の非課税者の方々につきましては、国見町から申請の勧奨の通知を差し上げることで考えてございます。

それから、3歳未満児の子育て世帯につきましては、国見町から直接購入の引き換え券を送付するという事で、今現在準備をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

八島博正君。

11番（八島博正君） ただいまの7番議員に関連して保健福祉課長に質問いたします。

この前のプレミアム付商品券の発行は、地域経済の活性化のために地元商店街中心だったが今回の場合は、消費税増税に伴う対策と理解していますがその使用する地域は日本国全体になりますか。あるいは地元の商店になりますか、質問いたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 11番八島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

取り扱いをする店舗の範囲ということですが、国見町のプレミアム付商品券の取り扱いにつきましては、国見町内の店舗、事業者に限られるということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありますか。

浅野富男君。

10番（浅野富男君） 同じく保健福祉課長でいいのかなと思います。

ここに1900万円載っていますが、これはプレミアム付商品券を発行するための経費と思います。

これを補正予算に載せてありますが、この10月から実施するかどうかについては今かなり流動的な状況にあるのではないかと考えております。今ここにこうした形で載せて大丈夫なのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 10番浅野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

消費税増税の時期の議論の部分については、私どもも承知をしているところではございますが、現在、法に基づきまして10月1日施行ということで動いてございまして、その部分について国から変更等の通知も来ていないという状況にありますので、この部分につきましては逆に町として10月1日に間に合うようにきちんと手だてをすることが重要だと考えてございますので、今回補正をお願いしているということでご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質問ありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 課長にお尋ねします。

10ページの財産管理費の実施設計の550万円それから、その下の賦課徴収費の土地鑑定評価業務、これはいずれもかなり大きな金額で、当初に組めるというのが私の認識なのですが、なぜこういう大きい金額が補正なのかその点についてお答えください。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

総務費の財産管理費の委託料550万円の補正増をお願いしている件でございますけれども、こちらにつきましては、県道のつけかえ工事にかかわる委託料のお願いでございました。

この県道につきましては、県のほうから町に対して新たな県道と廃道になる県道、そちらの詳細な分割線、こちらの案の提示があったのが当初予算が大方固まった後だったということでございます。そのために当初予算に計上ができなかったという理由がございまして。また、よって、そのタイミングの問題で当初予算には計上できずに今回の6月の補正でお願いをするといった経過になったということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

失礼しました。税務の関係は税務住民課長が答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） お答えいたします。

補正予算の土地鑑定評価業務638万6000円の補正増でございますけれども、こちらにつきましては、固定資産の土地の評価替えというのが基準年度3年ごとにあります。昨年平成30年度が基準年度でありました。次の基準年度が令和3年度になります。

その評価替えの段階で標準宅地の鑑定評価が必要になります。その基準日が令和3年度の評価替えでは、前年の1月1日ですから、令和2年1月1日を基準に鑑定をしなくてはならないということがあります。その部分、ですから簡単にいうと3年に1回ということですので、鑑定する上での評価、その関係する金額の部分について精査が必要だったのですが、3年ぶりということもありまして、当初予算の要求の時点では十分な精査ができなかったということで今回は補正に要求したわけでございます。

実際について、この鑑定業務については1月1日が基準日でございますので、事業としては今後の部分で対応して、年度末までには鑑定評価の結果を受けるというようなスケジュールになっておりますので、6月の補正で要求をさせていただいたということでございます。

以上です。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 趣旨はわかったのですが、予算編成の時期が、以前、何年前かわかりませんが、以前と比べて1カ月ほど早くなっていると思います。そういうことが指摘をされておりますので、ぜひ、小さな金額はそれぞれの積算上、しようがないと思いますが、大きな金額はやはり当初載せるべきだと思います。そういう意味では日程的に議会までの1月だと3月まで厳しいんですが、今の予算編成の締め切り日をずらしていくなどぜひ総務課長検討していただけないですか。お答えください。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

今ご指摘のあった予算編成の時期に関してのことでございますけれども、確かに、震災前ですと当初予算の編成に取りかかるのが1月ごろからでございました。ただ、震災後においては復興関係、除染をはじめいろんな放射能対策の事業費が膨大に膨らんだということ、そういったこともございまして、12月に各課での当初予算の入力をお願いをしているところでございます。

確かに始期は、始める時期は早くなったのですが、終わりの時期は3月定例会というのは、これはもう3月という、これは動かないところもございまして、終期の部分についてはさほどそうではなかったのですが、財政のほうのいろいろな締め切り、それをちょっと早めたというところがございました。その辺は今後、各課と連携を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 質疑ほかにありませんか。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 保健福祉課長にお尋ねいたします。

先日の議案調査書の中で、ページ数が10ページだと思いますが、老人福祉費の中で地域包括システムというものを計画しているとありました。地域包括支援センターということは社会福祉協議会等も計画していると思いますが、このシステムは違うものか、その辺の中身についてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 7番渡辺議員のご質問にお答えをさせていただきます。

10ページの下段です。老人福祉費、今回239万8000円ということで補正をお願いしている部分のご質問だと思います。

議案調査会の中で、地域包括ケアシステムの構築に向けた費用ですということでお話をさせていただいてございます。地域包括ケアシステムとはどういうものなのか、また、地域包括支援センターとの違いはとのご質問でございますので、お答えをさせていただきます。

地域包括ケアシステムについて、これは特に電算関係のシステムということではございません。厚生労働省によりますと、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援やサービスの体制をいうとされてございます。

ここで重要なのは、住みなれた地域、そして自分らしい暮らしという部分かと考えてございます。従来、病院とかあるいは老人ホーム等で最期を迎えるということが多く、家庭的ではない、あるいはプライバシーがないなどの問題が指摘をされてございました。そこで、地域包括ケアシステムは、病気になったりあるいは介護が必要になったときも、できるだけ住みなれた自宅などに住み続けることができるようにしていくこととされてございます。加えて、自分らしい暮らしをするためには、医療や介護の連携はもちろんのこと、町内会あるいは老人クラブなど、地域ぐるみでその方の生活を支援して支えてくれるなど、その支え続けられる環境も整えることが必要になってくると言われてございます。

今、この地域包括ケアシステムの構築に向けて日本中でさまざまな取り組みが続けられてございます。ここ国見町も含む県北地域においても、県が主導となって、高齢者がけがや病気で入院をして退院をするときに、筋力が当然衰えるということで自宅での生活がままならないという事態が想定されますことから、介護保険施設に入所をして、あるいはデイサービスに通ってそれから自宅に戻るとということが一番理想かというふうに考えてございます。この医療と介護の境目をなくすということで、既に病院と介護の連携が進められてございます。入院中から介護の認定調査が行われ、退院と同時に施設に入所できるように調整をするなど、退院調整ルールが県の主導のもとに適用されてきているということがございます。これはほんの一例ということになりますが、このような地域社会のシステムそのものを地域包括ケアシステムというふうに総称しているようでございます。

対して、地域包括支援センターは、医療、介護、保健、福祉の観点から高齢者を支えるワンストップの総合相談窓口ということですので。介護支援専門員、社会福祉士、保

健師の国家資格を持つ3職種がいることが条件で、65歳以上の方を対象としてございます。要支援者への介護予防ケアプランの作成あるいは困難事例への対応、権利の擁護、地域全体のネットワークづくり、支え合い活動なんかもその主な任務となっております。

地域ケアシステムは、暮らしやすい地域社会を構築するための仕組みのことを言っており、包括支援センターは具体的に高齢者などの相談に乗り課題を解決していく実働部隊と言えるかと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長から大体のシステムと包括センターの中身について説明いただきました。将来に向けていいと思います。

そこで町長にお尋ねします。今回のシステムというのはあくまでも県の補助ということですが、県の補助がなくても国見町として、高齢者に思いやりのあるすばらしいまちづくりをするんだという考えを持っていると思いますので、それについて町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 渡辺議員のご質問にお答え申し上げます。

高齢者の支援、それから子どもさんの支援、これは私は非常に重要な部分だと認識しております。その中で、なるべくなら国、県等々の連携の中で補助制度を活用しながら基本的には連携してやっていくということがベストだろうと考えております。

ただ、そういった流れの中で完全に補助がなくなるのではなくて、これは国、県挙げて、高齢者、さらには子どもさんたちの支援をやっていくというのが流れだと私は思っています。そういった事態が生じたときには、しっかりと国、県、町村会などに要請していきたい、そうしないと、高齢者と子どもさんたちの対応、これがうまくいかなく感じておりますので、そうならないように、しっかりといろいろな面で、今言ったように要望とかを含めながら、対応していきたいと思っております。このセンターが維持発展できるように鋭意対応していくという形かと、思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 質疑ほかにございませんか。

3番松浦和子君。

3番（松浦和子君） 歳入のところでお伺いしたいと思います。

9ページの20款雑収入の5項雑入、2目弁償金、補正額900万7000円とありますが、この内容についてご説明をお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） 松浦和子議員のご質問にお答えいたします。

この907万円の内訳ということでございますけれども、これにつきましては、原発災害対策課の時間外手当につきまして、平成26年度、平成27年度分につきまして、東京電力より賠償として支払いを受けた金額でございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

10番浅野富男君。

10番（浅野富男君） 議案第45号について討論を行います。

本議案には、仮置き場の原状回復工事、それから国保への繰出金などの補正予算も計上となっております。国補助でもあるプレミアム付商品券事業も含まれています。消費税率が10%になることを見込んでのことではありますが、増税となった場合には商売をやめることになるといった声が聞かれるなど、経済に与える影響は大きいものがあると考えております。しかも、これは増税をするための事業であります。増税については種々の議論が交わされておりますが、私は増税は中止すべきと考えております。

よって、本事業については認められないことから、議案第45号については反対といたします。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに討論はありませんか。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今の浅野議員に対して反対討論をさせていただきます。

確かにプレミアム付商品券をあげることによって増税がなるのではないかというようなお話もありますけれども、見てもおわかりのように、商店街では今活性化が必要です。商店の中で商品が動いてお客さんが動くということによって、やはり活力が出てまいります。そこから、一つのバロメーターというか、生きがいを求めて、また改めて事業をやっていく、あるいは継続していくということを考えております。これによって、一時期になるかもしれませんが、商店街に動きが出ますので、私は賛成といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ありませんか。

佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 私もこの一般会計補正予算賛成の立場から意見を申し述べたいと思います。

今お話ありましたプレミアム付商品券、これは消費税の10%に増税するというに伴う措置なのですけれども、既に先ほどからお話がありますけれども、消費税は現段階では施行するということが確定しているわけですから、それに対して行政側として準備しておくということは、これは当然のことです。増税に反対とか賛成かという、そういう事の議論にはならないのではないかと思います。

したがって、私はその他の補正の予算につきましても賛成の立場でございますので、この件に関して賛成といたします。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

議長（東海林一樹君） 起立多数です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時25分まで休議いたします。

（午前11時09分）

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時25分）

◇

◇

◇

◇議案第46号 令和元年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第13、議案第46号「令和元年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第46号、国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 保健課長にお尋ねします。

一昨日の議案調査会でかなり詳細の説明を受けました。その説明の際に、ここの運営主体が市町村から福島県に一本化されたと聞きました。それに伴って、これまでそれぞれの自治体が苦労して税金を集め、そして医療費を払っていました。簡単に言えばこれからはプールになってくるので、県一本で、医療費については特にお金がないからといった心配はなくていいという説明を受けました。そうすると、今の基金残高5900万円、今回も積み立てをする予定になっておりますが、基金の目的について改めてお伺いします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 2番佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

基金の設置の目的というご質問でございますが、基金の設置につきましては、国見町国民健康保険条例の第15条に規定をされてございます。財政の健全な運営に資す

るため設置をするということですが、加えて、第17条の5に保健事業費に充てることができるというふうにされてございますので、この基金の用途につきましては、財政の健全な運営プラス保健事業費に充てることができるということで、基金造成の趣旨は、基金を充当できる範囲は広がっているというふうに考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 2番佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 裏を返せば、医療費の支払い、療養給付費の支払いが、国見町が特段個別的に心配をする必要がないという事です。

ただ、保健事業等々医療費を下げる努力に使うんですよという今答弁だったと思いますが、政策減税、いわゆる今回は税率が下がりましたからいいんですが、何かの事情でこれは上がることも予想されるわけです。その際に、政策減税の財源としてこれを使うと、繰り返しになります。医療費の心配をしなくていいわけですから、もっとはっきり言えば全部減税に使ったっていいわけです。極端な話ですよ。それはあり得ませんが、政策減税の財源規模増えたと、理解でよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど申しましたように、基金の造成の趣旨につきましては、保険給付の費用だけではなくて、国保財政の健全な運営に資するということが趣旨となっておりまして、今政策減税というお話はございましたが、仮に、例えば災害時に保険税が収納できないという状況になった場合については、この基金を使って県に納付するということが可能であります。そのことを考えていけば、減税のためにこの基金の一部を充てるということが健全な運営に資するということがあれば、それは可能となるというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

浅野富男君。

10番（浅野富男君） 議案第46号について討論を行います。

医療保険、介護保険などの保険税はその負担率の大きいことが指摘されております。このため、全国の知事会、町村会などの地方団体では公費の負担増を求めています。

そうした中で国保税の本算定となりました。今年度は介護保険料については増額となりましたが、全体としては前年度比では負担が下がっていることから賛成としますが、社会保障としての機能が果たされるよう負担の軽減を求めていくことを申し上げ、討論といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員長報告（陳情第5号）

議長（東海林一樹君） 日程第14、委員長報告を行います。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第5号の審査結果について、総務文教常任委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長、3番松浦和子君。

3番（松浦和子君） 今定例会において、総務文教常任委員会に付託されました陳情1件の審査の報告をいたします。

本委員会は、去る6月27日午前9時30分より、委員会室において委員全員の出席のもとで開催いたしました。この会議には、引地総務課長、職務として松浦議会事務局長が出席しておられます。

陳情第5号の審査の結果を報告いたします。

陳情第5号は、地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情であります。

陳情の趣旨は、地方自治体は子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中で社会保障への対応、地域交通の維持など果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や、マイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災、減災の実施など、新たな政策課題に直面しております。しかし、一般財源総額の増額分も保育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実、強化が求められております。

令和2年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であり、このため、政府機関に意見書の提出を求めるという内容です。

本委員会は、本陳情について全会一致で採択と決しました。

以上、報告といたします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから陳情第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情第5号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択と決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(東海林一樹君) 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

(午前11時09分)

◇再開の宣告

議長(東海林一樹君) 再開いたします。

(午前11時25分)

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長(東海林一樹君) ただいま配付いたしました追加日程表のとおり4件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、この4件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長(東海林一樹君) 書記に議案提出を朗読させます。朗読。

(書記 議案提出書を朗読)

議長(東海林一樹君) 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長(太田久雄君) ただいま追加ご提案申し上げました議案についてご説明を申し上げます。

同意第2号「監査委員の選任につき同意を求めること」につきましては、前監査委員が任期満了となりましたことから、後任候補としまして佐藤 孝君を適任と認め、再任したいため同意を求めようとするものでございます。

慎重ご審議の上、速やかなるご同意を賜われますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

◇ ◇ ◇

◇同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長(東海林一樹君) 日程第15、同意第2号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により佐藤 孝君の退席を求めます。

(2番佐藤 孝君 退場)

議長(東海林一樹君) 書記に議案を朗読させます。朗読。

(書記 同意第2号を朗読)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから同意第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、同意第2号は原案に同意することに決しました。

佐藤 孝君の退席を解きます。

(2番佐藤 孝君 入場)

◇

◇

◇

◇発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書

議長(東海林一樹君) 日程第16、発議第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

(書記 発議第3号及び意見書を朗読)

議長(東海林一樹君) 提出者から提案理由の説明を求めます。3番松浦和子君。

3番(松浦和子君) 提案理由の説明は、ただいま書記が朗読したとおりでございます。

速やかなる議決をよろしくお願いいたします。

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

◇議員の派遣について

議長(東海林一樹君) 日程第17、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

おはかりします。

本件はお手許に配付したとおり派遣することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長（東海林一樹君） 日程第18、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本日までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より、私宛てに閉会中の調査についてそれぞれ実施したい旨の申し出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

7月5日は午前10時から本会議を開きますので、ご参集願います。

これで本日の会議を閉じます。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午前11時50分）

第 4 日

令和元年第2回国見町議会定例会議事日程（第4号）

令和元年7月5日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

・出席議員（10名）

| | | |
|-----------|------------|----------|
| 1番 小林聖治君 | 2番 佐藤孝君 | 3番 松浦和子君 |
| 4番（欠番） | 5番 村上 一君 | 6番 佐藤定男君 |
| 7番 渡辺勝弘君 | 8番 松浦常雄君 | 9番（欠番） |
| 10番 浅野富男君 | 11番 八島博正君 | 12番（欠員） |
| 13番（欠員） | 14番 東海林一樹君 | |

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------------------|---------|-----------------|-------|
| 町 長 | 太田久雄君 | 副 町 長 | 佐藤弘利君 |
| 教 育 長 | 岡崎忠昭君 | 総 務 課 長 | 引地 真君 |
| 企画情報課長 | 阿部正一君 | 税務住民課長 | 吉田義勝君 |
| 環境防災課長 | 村上幸平君 | 保健福祉課長 | 菊地弘美君 |
| 産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長 | 蓬田英右君 | まちづくり 交流 課 長 | 武田正裕君 |
| 建 設 課 長 | 羽根洋一君 | 上下水道課長 | 穴戸浩寿君 |
| 会計管理者兼 会 計 課 長 | 黒木浩子君 | 教育次長兼 学校教育課長 | 澁谷康弘君 |
| 幼児教育課長 | 東海林八重子君 | 生涯学習課長 | 安藤充輝君 |
| 農業委員会会長 | 朽木勝之君 | 代表監査委員 | 佐藤徳正君 |

・本会議に職務のため出席した事務局職員

| | | | |
|---------|-------|-----|-------|
| 事 務 局 長 | 松浦昭一君 | 書 記 | 佐藤智昭君 |
| 書 記 | 実沢隆之君 | 書 記 | 中條伸喜君 |

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

議場にテレビ局のカメラが入っておりますけれども、取材を許可しておりますのでよろしく願いいたします。

なお、暑い方は上着を脱いで臨まれても結構です。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領良くお願いをいたします。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に、6番佐藤定男君。

（6番佐藤定男君 登壇）

6番（佐藤定男君） さきの通告に従い、一般質問を行います。

まず、マイナンバーカードの現状と課題について質問いたします。

マイナンバー制度は、公平・公正な社会、行政の効率化、国民の利便性を目指して平成28年1月1日に施行されました。しかしながら、この制度の根幹ともいえるべきマイナンバーカードの全体の普及率は、平成30年3月時点におきまして10.7%と低位にとどまっております。国見町の現状と課題についてお伺いいたします。

まず、国見町の普及率を平成28年度から年度ごとにお聞きいたします。

議長（東海林一樹君） 税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） 6番佐藤定男議員のご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの国見町における普及率についてであります。マイナンバーカードの交付が平成28年1月から開始されて以降、平成28年度末で9.6%、平成29年度末で10.9%、平成30年度末で11.9%の普及率となっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 国見町におきましても、平成30年度で11.9%とちょっと低い普及率にとどまっている状況です。

本制度のもとでは、住民票や印鑑証明などの発行がコンビニエンスストアでも発行可能となっているかと思いますが、国見町でもそれは可能なのでしょうか。お聞きい

たします。

議長（東海林一樹君） 税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） お答えいたします。

マイナンバー制度でのコンビニ交付が国見町でも可能かということについてであります。コンビニ交付は、マイナンバーカードを利用して、住民票の写し・印鑑登録証明書等をコンビニエンスストアで取得できるサービスであり、当町でもシステムを導入することは可能でありますけれども、まだ導入はしておりません。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） システムとしては導入可能ということではありますが、まだ実際に発行する状況にはなっていないということでもあります。今それができないということは、どういう理由からなのでしょう。

議長（東海林一樹君） 税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） お答えいたします。

システムの導入がまだできないということの理由でございますけれども、実際コンビニ交付を開始する場合には、既存のシステムの改修が必要になります。それが一番大きいのでありますけれども、あとはこのシステムを運用しております、いわゆるJ-LIS、地方公共団体情報システム機構、そちらとの契約等手続が必要になります。

おおむねの金額でございますけれども、構築費で現在のおおむねの金額で約2500万円、導入の経費がかかります。さらに、導入後毎年の運用する上でのランニングコストですけれども、概算で600万円ほどかかります。

ということで、この費用の部分を1つの町で対応するのはなかなか厳しいという状況があります。今後国からの財源措置も十分状況を見ながら、また近隣の自治体の導入状況も踏まえながら、国見町としては総合的に判断してまいりたいと、そういうふうに考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 費用の面で、まだ導入の段階には至っていないということなのですが、このシステムは、ある程度市町村が全て可能となった場合に効果が最大に発揮されると思います。県内においてはこういう導入済みのところは、県内の市町村ではどのぐらいになっているのでしょうか。わかればお聞きしたいんですが。

議長（東海林一樹君） 税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） お答えいたします。

コンビニ交付の導入状況、県内はどのくらいかということのご質問でございますけれども、手許に平成31年4月1日現在の資料がございます。市区町村参加状況ということで、福島県におきましては59団体中21団体の参加となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 県内では59市町村のうち21団体ということですが、これは徐々にシステム導入は進めていかなければならないとは思いますが、例えば町村の過半数が導入済みというような事態に陥った場合は、導入について真剣に考えるということはあるですか。

議長（東海林一樹君） 税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） 町村の半分程度加入すれば導入に向けての検討ということはあるかもしれませんが、先ほど21市町村ということでしたけれども、中身的には、県内の13市については導入しています。残りは、町が7つ、村が1つという状況ですので、今後の部分、過半数というお話もありますけれども、十分状況を把握しながら、国見町でも導入に向けた検討、財源的な部分が大きいわけでございますけれども、そちらも勘案しながら検討を進めていくということについてはお答えしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。次の質問に入ってください。

6番（佐藤定男君） はい。

マイナンバーカードですが、主にこのマイナンバーカードを必要とする状況というのは、どんなときに必要となりますか。

議長（東海林一樹君） 税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） マイナンバーカードが必要となるという状況でございますけれども、現在、一番大きいのは写真付の、本人確認ということになるかと思えます。

代表的なもので言えば、戸籍の窓口で本人確認が必要になるわけでございます。普通であれば写真付の本人確認、代表的には免許証になります。免許証を提示されれば本人確認ができるということですが、免許証がない方については複数の公的な証明が必要になります。最近多いのが、高齢者の方で免許を返納されたという場合については、なかなか本人確認の証明書がないということですから、免許を返納された以降の本人確認の一つの証明として、マイナンバーカードを取得される方もいらっしゃるという状況でございます。

現在、その本人確認が大きいところでございますけれども、当然のように先ほどありましたコンビニ交付です。これはマイナンバーカードがあることによって、導入された市町村の住民の方については、コンビニ交付ができるということになるかと思えます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） マイナンバーカードが必要な時期は、大きいものは本人確認ということであれば、ただいまのご回答にもありましたけれども免許証でできますね。免許証がなければ複数の公的証明といいますか、公的資料でできると。

そうしますと、逆に現時点ではマイナンバーカードがないと、役場に関連する手続きができないと、そういうことはないということではないですか。

議長（東海林一樹君） 税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） 現在の段階では、マイナンバーカードがないと役場の手続

が全くできないということはないと認識しております。

ただし、マイナンバーカード、先ほど交付率ということがありましたけれども、国で動きがあります。マイナンバー制度の理解を深めて発行率を上げるためにということで、国においては、行政のIT化を強力的に機動的に推進するため、IT総合戦略本部の下にデジタル・ガバメント閣僚会議を設置しています。そして、先月6月4日に開催されました第4回のデジタル・ガバメント閣僚会議におきまして、マイナンバーカード普及促進対策が決定されました。具体的に申し上げますと、マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを令和3年3月から本格運用、そして令和4年度中に、おおむね全ての医療機関での導入など、マイナンバーカードの利便性を実感できる施策を順次実施するというものであります。つまり、将来的には全ての被保険者がマイナンバーカードを保有する見込みとなったということ踏まえて、円滑なマイナンバーカードの交付に向けて市町村が取り組まなければならない事項について、国のほうから通知が出されるというふうに考えてございます。町としましては、その通知を踏まえて普及、啓発、加入促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 今、国もテレビコマーシャルなんかで普及に努めているようでございます。また、今の答弁で、医療関係のほうに利用していくということでございますけれども、現在の今の時点で本制度の理解を深めて、カードの発行率を上げるためにはどうすべきか、現時点での所見をお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） お答えいたします。

先ほど言いました6月4日の国の会議の結果を踏まえて、円滑なカード交付に向けて取り組んでいただきたい事項というのが、概略でご紹介申し上げたいと思います。

まず一つは、市町村職員、あるいは都道府県職員によるカード取得を進めていきたいと思いますということ。2つ目は、来庁者へ対してマイナンバーカードの申請を勧奨していきましょうという内容です。あとは、住民へのマイナンバーカードの周知の広報を進めていくということです。

あと、それぞれの市町村がマイナンバーカードの普及に対してということが出てきたのが、交付円滑化計画の策定をなささいということでもあります。これは、市町村の住民担当課において、今後国が策定します工程表、あるいは交付枚数の想定を踏まえて、自治体の交付枚数の想定であったり、それに対応するための交付体制への増強のスケジュール等を定めた交付円滑化計画を市町村毎に策定なささいということでもあります。内容的には、国のほうでそれに関する工程表が8月以降に出されるという情報は聞いていますので、十分注意しながら町としても対応してまいりたいと思っております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6 番（佐藤定男君） 次の質問にまいります。

運転免許証の自主返納者に対する支援状況について質問いたします。

私は、平成30年3月議会の一般質問におきまして、運転免許自主返納者に対する支援策について質しました。そして、平成30年度予算の新規事業として昨年4月からスタートしております。

全国的に高齢者の運転操作の誤りによる交通事故が発生して、中には人命が奪われるという痛ましい事例もあります。運転する人それぞれの事情はあるかと思いますが、この支援事業における運転免許自主返納者の1年間の人数をお聞きします。年代別に60代、70代、80代、もし90代もあればそれぞれについてお伺いします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 佐藤定男議員のご質問にお答えをいたします。

免許返納者の年代別の数ということでございますが、福島北警察署に確認をいたしましたところ、平成30年1月から12月までのデータで、60歳代が2名、70歳代が11名、80歳代が20名、90歳代が6名の各計39名とのことでございます。

また、保健福祉課で把握をしてございます平成30年4月から本年度6月までの支援措置への申請者の数でございますが、70歳代が5名、80歳代が24名、90歳台以上の方が5名、計34名となっているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6 番（佐藤定男君） 年代別にお聞きしますと、やはり70代、80代の方が多いように思います。

先ほども今年度の4月から6月の数字もお聞きしましたが、この数字から見る限り、傾向としては返納者が増えていると考えてよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

傾向として増えているかのご質問ですが、先ほど答弁いたしましたのは、事業が始まった平成30年4月、昨年4月からことしの6月までという形になりますので、人数の部分についてはその前年度の部分も見てございますが、前年度と比較すると増えているという状況よりは、大体同じぐらいの数字で免許の返納をされる方がいる状況だと考えてございます。ただ、佐藤定男議員のご質問でもありましたが、報道等であるとおり痛ましい事故も起こっているという状況がございますので、今後増えてくる可能性はあると考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6 番（佐藤定男君） この返納者に対する支援内容ですけれども、まちなかタクシーの乗車券5,000円、それとタクシーの乗車券5,000円、計1万円であります。

支援策の内容についてをどうするかということで、当時、執行部との会合の中では

私も思いつかなかったんですけれども、先日テレビを見ていましたら、免許証を返納して電動自転車に切りかえた人がいらっしやいました。なるほど、こういう人もいるなど、私はそのとき思いました。

それで、現在のタクシー利用券などのほかに現金1万円支給、これは使途自由として、これを支援策の選択肢の一つとして加えることはできないか、お聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

運転免許自主返納者に対する支援についてのお質しでございます。

まず、これは議員十分ご承知のように、本事業の目的につきましては、近年、高齢者の事故が多くなっておりまして、自主返納を推進することです。それから、返納後、高齢者が車に依存してなくても安心して生活できるようなまちづくりを行うことです。

自家用車以外の移動手段となりますと、電車、バス、タクシー、それからまちなかタクシーなどの公共交通機関、町内での移動を中心に考えますとタクシーとか、まちなかタクシーです。支援の内容については現在、タクシー利用とまちなかタクシー乗車券という形にしているところでございます。

このうち、これも議員十分ご承知だと思いますけれども、まちなかタクシーにつきましては相乗りで対応するというので、安価で玄関先から目的地へ移動できる手段でございます。高齢者の日常移動手段として、これらの継続をぜひしていきたいというのが町の基本的な考え方でございます。したがって、今回のいわゆる支援についても、このまちなかタクシーを入れ込んで対応しているというのが現状でございます。

お質しのご提案の件でございますが、現金というか、いわゆる公共機関をどうするんだという議論、ここがベースなんだろうと私は思います。選択制というのも一つあるのかと考えています。これはあくまでも返納者の自主判断になるのかと思いますけれども、つまり、まちなかタクシー5,000円、タクシー5,000円の一つのプールか、現金、まちなかタクシー5,000円、5,000円として現金も入れ込む、そのどちらかを選択してもらおう。町のまちづくりの観点で町でタクシーをしっかりと前向きに補填をしたいということが一つございます。あと議員おっしゃいましたように、本当にその返納者の利便の向上、いわゆる電動自転車を買う方もいるだろうし、バスに乗る人もいるでしょうし、いろいろ現金を出すという場面が違う方面で出てくると思います。ですから、それも一つ加味した形で、いわゆる選択制みたいな形でできないか私含め事務等との検討の結果、こんな形がどうなのかなということで、一応案としてありますが関係機関と検討し、高齢者福祉専門委員会という中ご提案申し上げてご了解いただければ、と、考えております。基本的に全部現金ということは、なかなか町のこのスタンスというのは、やはりまちなかタクシーをやらなくてはいけないこともございますので、そんなことで考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 町長から、既存の乗車券のほかに1万円支給も選択の一つとして考える余地はあるというご答弁をいただきました。

実際、それぞれお年寄りの方、移動手段とかはそれぞれまちまちだと思います。ですから、例えば物品購入のほかに、免許返納を記念して家族でパーティーをすとか、車を離れて旅行の費用の一部にするとか、いろいろ人それぞれ考えがあると思います。せっきくの制度でありますので、もう少し使い勝手が良くなればなと思うところであります。

高齢者になったら車の運転をどうするかは、あくまで個人の問題ですけれども、車は走る凶器であるということを忘れてはならないと思います。この制度が有効に使われて、少しでも事故の減少につながることを期待しております。

以上で質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、8番松浦常雄君。

（8番松浦常雄君 登壇）

8番（松浦常雄君） さきに通告しておきました2点について質問します。

第1点は、国見町の出生数を増やすための取り組みについてであります。

我が町の人口は、ことし3月末現在で9,106人であり、6月末現在では9,066人です。この3カ月の間に40人減っているわけです。近いうちに9,000人を割ることが考えられます。

人口が減少すれば、町の産業や経済などの活力が衰えていくということが懸念されます。そこで、子どもの出生数を増やす工夫や努力をしなければ町の維持や発展は困難になっていきます。

まず伺いますが、平成28年から平成30年までの3カ年の出生数は、それぞれ何人か伺います。

議長（東海林一樹君） 税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） 8番松浦常雄議員のご質問にお答えいたします。

平成30年度まで3年間の出生数についてでありますけれども、戸籍法により届け出られた出生につきましては、平成28年度は42人、平成29年度は26人、平成30年度は34人です。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 大変少ない感じがします。

ことしの国見小学校の入学生は53人でした。6年生は63人ですので、6年生が卒業すれば確実に10人程度は減ってしまうということになります。この3年間の出生数は、さらにそれを下回っているわけです。平成28年が42人、平成29年が26人、平成30年が34人ということだと、極めて少ないなという感じを受けます。

国見小学校は、平成24年に5つの小学校が統合されてスタートしました。そのと

きの児童数は483人でした。現在の児童数は335人です。したがって、この7年間で148人減っているわけです。これは極めて大きい減少だだと思います。

去る5月5日の新聞では、今、私が話したのは小学校だけに目を向けて、どのくらい減少しているかということをお願いしたんですが、5月5日の新聞を見ますと、中学生を含めた14歳以下の子どもの数は、原発事故により統計できない町村を除いて、統計できた県内39の町村の中で、ことし4月1日と昨年4月1日の子どもの数を比較しますと、国見町は44名減となっています。この減少した32の町村の中では、多いほうから数えて11番目です。こういう減少を見ますと、町の将来に大変危機感を覚えます。

39町村の中で、7つの町村は子どもの数が増えています。トップは大玉村の53人増、次が西郷村の23人、広野町の12人です。子どもの数が増えている町村を例に、我が町でも子どもを増やす対策が必要ではないかと思います。町では、子どもを増やすための対策として、どのような対策をとっているのか伺います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

出生数を増やすためにはどうしたらいいかという質問ですが、統計学上から申し上げれば、議員ご承知のとおり合計特殊出生率という数字がございます。これは15歳から49歳までの女性が出産をする数字を上げていくということが重要になるということがございます。そして、いかに女性たちを結婚させ、出産に導けるのかということが重要であると考えておるところでございます。

国見町は、生まれたときから社会人になるまで、議員もご参加くださっていますとおり、各種教育環境、さらには子育て施設、さらには事業展開などにより、すばらしい子育て環境にあるということは自負をしているところでございますが、そのようなすばらしい環境へ誘導していくということが重要であると考えております。

事業といたしましては、企画情報課では、福島圏域合同によります首都圏での移住・定住セミナーの開催、さらには県主体のセミナーへの参加をした上でのPR、また、うちで事業を実施しております国見ホイスコーレ事業、短期プログラム事業などによる首都圏域の若者誘導、あわせて今年は3名の地域おこし協力隊を新たに配置をして、将来的には町への定住を誘導していきたいと考えております。また、保健福祉課では婚活プログラムなどの実施もしてございまして、多方面にわたって事業を展開しているような状況でございます。

また、昨年12月議会でも申し上げましたとおり、国見ニュータウンの分譲に係る各種助成事業や新婚で移住される方への支援制度、また就農を目指す方々への給付金制度などの取り組みも引き続き行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） ただいま答弁していただいたように、町としてもいろいろ手を打っているということはわかりました。

昨年、九州の大村市を視察させていただいたときは、大村市というのは長崎県で唯一人口が増えている市であると。その条件は交通の便が良い、病院などの医療機関が充実している、住宅環境といえますか、条件が比較的若い人にとって手に入れやすい、そういうもろもろの条件があって人口が増えている。そして、子どもの数も増えているという話でした。いわゆる長崎市とか、佐世保市のベッドタウンになっているという話でした。

国見町は福島市や白石市のほぼ中間にあり、交通の便も良くて、しかも大きな藤田病院というのがありますし、非常に住み良い条件がそろっている。いわゆるベッドタウンとしての条件がそろっているように思うわけです。この国見町の良さをアピールして、もっと国見町に定住してもらい、あるいは移住してもらいということ強く打ち出してはどうかと思います、その点はいかがでしょう。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

松浦議員ご承知のとおり、国見町におきましては、昭和50年代からさまざまな町主導による宅地開発を進めてまいったところがございます。ご存じのとおり、耕谷団地、日向団地、宮館団地、小林団地、板橋東団地、そして国見ニュータウンなども現在分譲しておりますが、そのほかに町営住宅につきましても昭和の合併で合併以後建設が進みまして、定住促進住宅も含めて、約260戸を整備してきているということがございます。そのほかにも民間主導でも宅地分譲されたところが多数あることはご承知のことと思います。ということで、昔から各歴代の町長が主導しながら、ベッドタウンとして整備をされてきたという経緯がございまして、そういった面では、逆に言えば人口減少に一定の歯どめがかかってきたものと受け止めているところでございます。

しかしながら、ご承知のとおり人口減少化時代に入ってきております。国見ニュータウンにつきましても、先日答弁いたしました、いまだに4区画が残っている状況もございます。まずはこの区画を処分をしていくということが非常に重要であり、それにつきましても、あらゆる面での広告などによるPRも行っているところでございます。さらには、引き続き地方創生事業によるシティプロモーションなどによりまして、道の駅、さらには農業ビジネス訓練所を核とした町の知名度のアップを図りながら、さらにPRに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 町としても、これまで今説明ありましたように、いろいろと対策を講じてきたということがわかります。

次に、人口減対策の一つとして、婚活事業と婚活事業である若者交流事業を行っていますが、結婚の話がまとまった例は少ないようです。今後、どのように事業を展開していくのか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

若者交流事業のベースになってございますのは、平成26年度に少子化対策協議会において1年間のご議論をいただき、平成27年3月に提言をいただいたものでございます。この中で、少子化対策はまちづくり全般にかかわるものであり、国見の良さを知り、国見で暮らしたいと思う人づくりが大切であるとまとめられてございます。

この提言を受けて、平成27年3月から若者交流事業がスタートいたしました。まずは個人の魅力アップ講座、あるいはセミナーとして、平成26年度に1回、平成27年度に2回開催をしてございます。婚活のイベントにつきましては、平成26年度に1回、平成27年度に2回、平成28年度3回、平成29年度3回、平成30年度1回ということで開催をしてきてございます。それぞれの会で相当数のカップリングはございましたが、結婚に結びついたのは1組でございます。また、結婚世話やき人の活動につきましては、1組が結婚に至りそうだという報告を受けているところでございます。

今後の事業展開とのご質問でございますが、今ほど報告をさせていただいたとおりの実情でございます。成果を出すのは相当に困難で、行政が結婚まで支援することの難しさを感じているというのが実情でございます。本事業につきましては、若者のスマイル国見の会が活動を継続したいという意向を持ってございますので、今後につきましては、世話やき人の活動とタイアップして継続できる取り組みとなるよう一緒に考えていくこととしてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 我が町でも提言を受けて、イベントを中心にいろいろ努力してきたという話でした。ただ、イベントに参加してくれる方は相当数いるんですけども、それだけで終わってしまっているような感があるわけです。

愛媛県のある市の例がことしテレビ等で紹介されておりました。それは、結婚を希望している若い人を募集し、イベントの事前に面接をして資料を作成する。さらに、AIなどの資料も活用して、どの人とどの人が結びつきやすいかというふうな、そういう資料も活用しながら、イベントをし、さらにその後も面接を繰り返して、そして仲介されていた人が丁寧な相談、助言に乗って、そして後押しするということもありまして、毎年五、六組以上は成功しているという例が紹介されておりました。

若い人はつき合い方がわからないという、そういう傾向が指摘されています。仲介者のそうした助言とか、後押しというのがかなり有効だという内容でしたが、本町の取り組みももっときめ細かな取り組みができないかと思うわけですが、その点はいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

確かに、お話にもありましてとおり、全国の中では成功しているといえますか、結婚に結びついているというところの自治体があるということも認識をしてございます。

ただ、今お話があったとおり、そのためにはきめ細かな面接であったりとか、AIを活用したマッチングであったりとか、さまざまなコストもかけながら行っているというのが実情でありまして、全国的に見て、この婚活の事業、行政のやっている婚活事業で成功しているというのはやはりほんの一部というのが実情でございます。そのことを考えたときに、国見町がこの規模の中でやっていけるといふところを考えると、今ほど事業をやってございます世話やき人の活動を支えるとか、そのようなことが精いっぱいなのかと、そんなふうには考えているところでございます。

ただ、福島県においてもこの婚活の部分におきましては、登録料はかかりますが、登録をして、マッチングをして紹介に結びつくというような取り組みを県としてやってございますので、そのような取り組みを利用させていただけるようPRをするということとは可能だと思っておりますので、検討していきたいと、考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） ただいまの課長の説明、よくわかりました。

次に、若い人たちが子どもを産み育てることについて、何を望んでいるのか、そのニーズを把握し、それに応えることが、若い人たちの定住や移住を促す上で大きな要因ではないかと思えます。つまり若い人たちが子どもを産み育てやすい環境づくりが大切であろうというふうに思えます。その結果として、子どもの数が増えることが考えられる。

そういう点から考えますと、この秋に予定されている子育て世代包括支援センターの働きは重要であると思えます。現時点でどのような支援を考えているのか伺いたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

子育て世代包括支援センターでの支援のご質問でございますが、まず現状についてご説明をさせていただきます。

10月の立ち上げに向け、準備事務及び啓発について現在進めているところでございます。具体的には、ママが相談できる場のPRのため、ママカフェを継続的に開催をし、加えて、子育て世代包括支援センターの愛称をママたちの投票によって決める企画を計画してございます。この事業は関係する職員の思いも大切になりますので、加えて直接かかわる職員以外の研修なども予定をしているところでございます。

次に、具体的な支援のお話でございますが、今まで母子保健事業として取り組んできました母子健康手帳の交付、妊産婦の健康診査、ニコニコ相談会、これは妊娠、出産、子育ての部分で行ってございます。それから、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児の健診、予防接種の事業、これらに加えまして、こんにちはママさん訪問ということで、産前の妊婦さんの訪問、さらには産後の母体の身体的、精神的なケアをする産後ケアの事業が主な事業となります。加えて、相談に来られる方はいつでも相談できる環境にということで、相談に来られない方、来所できない方につきましては、SNS

などの利用も視野に入れながら準備をしているところでございます。

また、ニーズの把握というのも大事な取り組みでございます。単なるアンケートのようにニーズを聞くということではなくて、個々のケースや個々のニーズに応じた、医療機関なども含めたさまざまな専門機関へつなぐということも大事な取り組みでございますので、10月の立ち上げに向け、しっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） これまでの取り組みもかなり充実した取り組みをされているんだなということがわかりました。新しく立ち上げる子育て世代包括支援センターについても、もう具体的ないろいろ検討がなされているということで心強く思っております。

次に、町の健診、いわゆる健康診断の受診率の現状と対策について伺います。

新聞のお悔やみの欄を見ておりますと、死亡者は高齢の方が大変多い中で、時折若い働き盛りの人が亡くなっている例も見られます。町にとって貴重な人材を失うことになりますし、本人はもちろん、家族にとってもまことに残念です。病気の早期発見、早期治療が行われれば命を救うことにもなり、この点は大変重要かと思えます。

まず、年代別の受診率について伺います。どのようになっているのか。これは、町の健診というのは40歳以上というふうに伺っていますが、その年代別の受診率などを教えていただきたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

健診の受診率でございますが、正式に県で取りまとめをして、各市町村ごとの部分について公表してございます。その数値でお答えをさせていただきます。

平成28年度の数値になりますが、5歳刻みということになりますのでご了承ください。

40歳から44歳につきましては、男25.9%、女36.6%。45歳から49歳ですが、男33.8%、女37.5%。50歳から54歳になります。男31.3%、女45.0%。55歳から59歳になります。男35.1%、女45.6%。60歳から64歳になります。男43.8%、女64.4%。65歳から69歳になります。男64.7%、女66%。70歳から74歳になります。男65.7%、女62.5%。以上が公表されている5歳刻みの受診率ということになります。

なお、健診の対象年齢となります40歳から64歳までの男性については、トータルして36.7%、女性で52.8%。65歳以上というふうになりますと、男性で65.2%、女性で64.5%となっております。

国・県の数字もございますが、比較をすると受診率は高いほうだというふうになってございます。県平均と比較をしますと、男性で20ポイント、女性で15ポイント。国の平均、これは平成25年度の国の平均ですが、比較をしますと男性で25ポイント、女性で20ポイントほど国見町のほうが高いというような状況になってござい

す。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） このように見ていきますと、若い世代は日ごろ健康に自信を持っているせいか、なかなか受診していないのではないかなというふうに思います。しかし、本人が気づいたときは手おくれという例がままあるんですね。ですから、健康なうちに受診することの必要性を呼びかけていく、訴えていくということが重要ではないかと思えます。

町としてもいろんな取り組みをしているように思いますが、町の健診のカードとか、そういうのを配った折に声かけをしてもらっているという話も聞きますけれども、もっと徹底させる方法として、これは長野県の須坂町の例ですけれども、保健補導員という制度があるんですね。毎月1回2年間研修を受けて、そして2年交代で研修員がかわっていくんですが。その研修を受けた人の受診率というのは極めて高いんだそうです。医療費も研修を受けている人、あるいは卒業された人の医療費というのは低く抑えられている。そういう研修を受けていない人は受けた人の倍近くかかっているというふうな例も紹介されていました。

やっぱりそういう健診の重要性を理解してもらって、そして積極的に健診を受けるような呼びかけなり、あるいは意識を改革していくということが必要だと思うんですけども、本町では、そのような取り組みについてはいかがお考えでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

実は、私自身もやっぱり健康づくりはどうなんだと、十分意識をして、特に体を動かすこと、運動ですね。それから、食。なるべく減塩というか、そういった対応をどうするのかということ。それから、議員ご指摘の健診ですよ。健診は私も、個人的になりますけれども、年2回受けておりますけれども、やはりベースとして自分でわかるようでわからない。それは、やっぱり他人の見地でしっかり見てもらうということが必要かなと、このように思っておりますので、日ごろそんなことをやっているのが日常かなと、このように思っております。

やはり健康であることがさまざまな活動、議員の皆様の活動もそうですし、私自身の活動もそうですし、やはりベースになるというふうに考えております。しっかりとこれはお互いに担保していく必要性があります。

これはよく言われていることでありますけれども、とにかく健康づくりにはまず、議員もお質しありましたように、しっかりと自分の身を守るために健診をやはり年1回は最低受けるというようなことですね。これはもう当然必要なことだろうというふうに思いますし、さらにはしっかりと体を動かす運動をする、食を大切に作る、それから社会参加をする、そういったことで健康づくり、あるいは介護の問題、認知症の問題、そういったものがフォローされると言われております。

よくお医者さん等々がおっしゃっているのは、5,000歩以上毎日歩くと、これ

は認知症になりにくい。それから、7,000歩ですと高血圧になりにくい。8,000歩歩きますと、これはがんになりにくいと、こんなことが言われております。これはあくまでもその先生が言われた話でございますけれども、そういったことで、しっかりとやっぱり体を動かすようなスタンスをどうとるかということも非常に重要なのかなと、このように考えております。

ただいまのご紹介にありました長野県の自治体の保健補導員の取り組みについてでございます。やはりこの取り組みが、今、長野県が全国の中で第1位ですよ、平均寿命。それから、健康寿命、男女ともに日本一になっている。これは今、議員お質しのように、まさに特徴的な取り組みなのかなと、このように思っております。

ちょっとひとときますと、この長野県の取り組みのすばらしさというのは、60年も続いているんだそうです。もう一長一短にできない、60年ずっとかけてきてここまでやってきておるといことです。特に、2年終わると任期が終わりますので、その保健補導員が数多く、やはり県内にいるということで、多くの家庭の主婦が保健補導員ということになっていらっしゃる。いろいろな指導をしながら、どこで研修受けなきゃならないよとかという、その誘導をする、そういうことで県一丸としてこれをやっているんですね。単に町のみということではなかなか難しいと思うんですよ。ですから、これは今、県のほうでも健康づくりを打ち上げておりますので、そういったところと十分コラボ連携しながら対応していくということが必要なのかというふうに思っております。

ただ、国見町もいろいろ実はやっております。健康推進員の方、それから食改善推進員の方、介護予防サポーターの方々、町とコラボ連携しながら健康づくりにしっかりと私は対応していると思っております。

健康づくり、健診は、非常に重要でございますけれども、私は一気一気にこの健康づくりは行けるものではない。やはり60年かけて今の長野県があるということでございますので、根気よく、とにかく、先ほど課長が答弁したようなことで、いろいろ広報等をする、あるいはいろいろなことをやることによって健診率を上げていく、そして入り口での健康づくりをしっかりとやっていくことだと思えます。

健康からちょっと外れた場合には、今いろいろ制度あります。いわゆる包括支援センターもありますし、それから介護の施設もありますし、病院もあります。そういったところでしっかりケアをするということになると、健康で長生き、あるいは平均寿命の長生きと両面でこれは淘汰されるものと、考えております。そのあたりは十分意識をしながら、今後とも健康づくりは、なるべく国見型で何か出したいという思いが今あります。

実は、この国見型を出すにあたって先週金曜日、議会でご議決をいただき、県のほうから補助金をいただきました。その中で運動対策とか、あるいは減塩対策、こういったものをやりながら、しっかりと国見型の健康づくりをどうやっていくかだと思えます。そんなところを十分意識をしながら、とにかく元気で長生き、平均寿命長くという思いを込めて、今後とも町政運営に対応していきたいと思っておりますのでござい

ます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 町としてもいろいろな取り組みをし、成果を上げていることがわかりました。

以上で私の質問を終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時10分まで休議いたします。

（午前10時59分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、3番松浦和子君。

（3番松浦和子君 登壇）

3番（松浦和子君） 令和元年6月議会において、さきに通告いたしました内容についてお伺いいたします。

高齢者支援について、まずお伺いいたします。

はじめに、町では高齢者を対象とした各種事業に取り組んでおりますが、場になじめないとか、会話がうまくできないとか、そのような理由からどのような事業にも参加されない高齢者への支援は、どのように行っているのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 3番松浦和子議員のご質問にお答えをいたします。

どのような事業にも参加をされない高齢者への支援とのご質問でございますが、質問の趣旨から考えますと元気な方は除かれるのかと、思いますが、国見町、現在65歳以上の人口が大体3,600人になってございます。元気な方を除くという意味で75歳以上の方で施設入所、あるいはその居宅で生活介助やデイサービスに通所されている方、これを除いた方々が大卒の対象者となるかと、そんなふうに考えてございます。

75歳以上の人口については1,900人ほどとなります。また、要介護認定者数は全体で666名でございます。このうち75歳以上の方は588名、全体の88%ということになってございます。そのことから、75歳以上でお質しの対象となる方は、国見町内に大体1,300人ほどおられるかと、考えてございます。

ただ、実際にはその中で誰が事業に参加していないのかというところを把握するのは、なかなか困難だと思っております。いきいきサロン、あるいは通いの場など実

施をしてございますが、それぞれ参加している方は把握をしてございますが、参加をしていない方について、声かけのお願いをしたりということはやってございますが、現実的に、ではどうするかというところについては、なかなか難しいというのが実情かなというふうに思っております。

ただ、さまざまな事業にご協力をいただいております民生児童委員の方、あるいは健康推進員の方などのお話を伺いますと、総じて男性が参加をしていないというのはさまざま聞かれるお話でございます。男性の参加率を上げるにはどうしたらいいかと悩んでいる状況があるかなと思っております。

ご質問の事業に参加されない高齢者への支援ということでございますが、まずは支援を必要とする高齢者か否か、必要としているかどうかというところのこれをしっかりと見る必要があろうかと、思っております。そして、その部分につきましては、町内会、あるいは民生児童委員などの地域の見守り活動において把握をいただくということが、まずは大事ではないかなと考えてございます。自助・共助で地域の中の対象者を把握をいただくことで、いきいきサロンなどにお誘いをしていただいたり、あるいは町や地域包括支援センターにつなげていただくということが必要になるかなと考えてございます。町といたしましても地域の取り組みと十分連携をしまいたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 参加されていない方は男性が多いということでしたけれども、先ほどのような理由から、閉じこもりがちな高齢者の健康状態の把握や、不安でないか、心配事を抱えていないかなど、寄り添った支援を行うために見守りと先ほど答弁がありましたけれども、家庭訪問事業に取り組むお考えがあるかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

ご質問のように、閉じこもりがちでふだんから畑仕事などもせず、栄養が不足をして歩くのが遅いなど、筋力が低下をしている、いわゆる虚弱の高齢者の方をフレイルというふうに呼んでございます。そのような高齢者につきましては、早い段階から予防を始めることで改善をされることが容易だというふうに言われてございます。

健康づくり、認知症の予防、あるいは介護予防につきましても、人づき合いという社会参加、あるいはよく動く体操のようなところ、さらには良い栄養をとる食事というところがすごく大事になってきてございます。これらを継続するということを考えますと、散歩をするなら1人ではなくてお友達と、お食事をするなら誰かと一緒に食べるということがつながりを生むということになってくるかなと考えてございます。いきいきサロンや居場所づくりなどの支え合いの活動は、このような活動に最適な場というふうに考えてございます。

ご提案の家庭訪問でございますが、先ほどのフレイルの予防が必要な高齢者を発見するということには、大変良い手法だと考えてございます。しかしながら、行政や社

会福祉協議会が直接実施をするということについてはコストもかかってしまいます。介護保険につきましても、介護が必要になったときに、要介護度合いに応じて個別に支援をするということですが、元気なうちから利用できる通いの場、あるいはいきいきサロン、さらには地域の支え合いである居場所づくりの活動、このようなところは、その活動支援をすることでつながりが深まって、お互いに気をかけ、支えたり支えられたりすることが日常の暮らしとして自然に生まれることが期待されると考えてございます。

家庭訪問は、このような地域の支え合い、お互いの関係性を深めるということには最適と考えられますし、地域の力を高めることは地域の防災力を高めることでもあるはずだと考えてございます。松浦議員には地域の居場所づくりでも実践をされているということですので、無理をしない程度に、隣近所でお互いに声をかけ合う関係性を持つことの大切さを実感をされていると思っております。町としてはそのような活動について、一緒に考えながら支援をしてみたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 家庭訪問は難しいということのようですけれども、前に戻りますが、最初に答弁いただきました見守りについてですが、地域社会や家族関係が大きく変化する状況ではありますけれども、地域住民や民間事業者と連携してのさまざまなサービスの組み合わせや、地域での支え合いによる見守り活動はどうでしょうか。異変への早期の気づきが期待できる見守りは、高齢者が安心して在宅生活を続ける上での基盤となるのではないかと考えます。

この冊子は、東京都福祉保健課で刊行した冊子になります。これは、東京都福祉保健局が平成30年1月に、発行した高齢者等の見守りガイドブックとなります。自治体の規模に関係なく、資料としてすばらしいと思ひまして紹介させていただきます。ここに、気づき、相談のガイドラインの作成や気づきのポイント例として絵で示されております。

地域住民が町内会長や民生委員と連携して見守り活動が行えたら、すばらしいことだと思います。この見守り活動を地域住民と連携して行っていくことに対してはどうお考えか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

地域の見守り活動の大切さについて、今ご質問がございました。まさしく町としても、地域の見守り活動については大切な事業であると思っております。その手法については、先ほど家庭訪問というところについては難しいというお答えをしましたが、地域の方が主体的に動いて見守りの活動をするということについては、町としても支援をしていきたいと考えているところでございます。

また、先ほどもお話をいただきましたが、地域の中で活動をされているのは、町内

会、あるいは民生児童委員の方、さらには健康推進の方等々、さまざまいらっしゃいます。さらに、事業者の方も国見町と包括の連携協定を結んだりということもしてございますので、その方々も含めた見守りの姿を作っていくことについては、町としても目指したい姿と考えてございます。

今後、具体的にどのようなようになるかですが、まずはやはり地域の見守りの活動について、町としても一緒に考えながら進んでいくということで進めていくのがいいのではと考えてございます。具体的には、現在、支え合いの活動ということで協議体の活動をしてもらっております。支え合いの居場所づくりがさらにその先に進みますと、地域での活動ということにつながっていくと思っております。そのような取り組みを大事にしながら、さらには通いの場、あるいはいきいきサロン、ここもやっぱり地域で高齢者の方がどのような状態にあるかという情報が集まる場と考えてございます。そのようなところからの情報を吸い上げるということにも、今後も注意を払っていききたいと、考えてございますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 町では、確かにいきいきサロン、通いの場、そして支え合い活動、たくさんいろんなことをされています。そういうところをその場だけではなくいろんな場で活用していただき、一人一人が健康で安心して暮らせる、そんな町になったらいいなと思っております。

次に移ります。

令和7年には、団塊の世代が全て後期高齢者となり、全人口の20%、4人に1人が後期高齢者となります。平成31年3月末の国見町の人口9,106人の8.2%、750人が団塊の世代に該当する人口です。この世代の医療や介護のリスクを最小限に抑えるためには、今から対策が必要と考えますが、この点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私のほうからご答弁を申し上げさせていただきたいと思っております。

いわゆる団塊の世代の問題でございます。実は私もその一人であるわけですが、これは当然国見町だけではなくて、戦後の流れの中でございますので、これは全国ベースの、避けて通れない、まさにこれからの重要な、介護も含め、健康づくりも含め、本当に重要な重要な課題だと強く私も認識をいたしておるところでございます。

その上で、今、議員のほうもお話しされましたように、国見町は現在高齢化率が65歳以上で40%、そのうち75歳以上は20%というのが現在の状況であります。今後、令和7年度でございます。これは社会保障・人口問題研究所の推計ではございますけれども、高齢化率については43%、それから75歳以上は25%ということで、まさに4人に1人が本当に数多い方々がそういう形になっていくということで

ございます。

したがって、超高齢化社会を支えていくのは、当然行政そのものもしっかりとやらなくてはならない、これは当然であります。ただ同時に、先ほど来議論ありましたように、やっぱり地域全体でどうするんだという議論ですね、これが私は非常に重要だと思います。

そういった意味で、町としては、今いろいろと、先ほど話が出ましたようにいきいきサロンとか、あるいは生きがいデイサービス、通いの場の事業、そしてさらに、議員もタッチされております支え合い事業です。これはまさに地元の方々が積極的にご活動をされて、今町内に5カ所ぐらい設置されて、いろいろと本当に地元型で一生懸命やっただいております。そういったさまざまなものがやはり、地域型といえますか、まさにさっきのひきこもりの話ではありませんけれども、十分地域と行政が連携することになります。

これは、やっぱり行政がタッチしなければ私は全く動かないと思っています。ですから、行政も関与ししかも住民の方々もみんなで連携しながらやっていかないと、大変な状況になると思います。運動をする、食を大切に、それから社会参加をする、そういった意識をベースに持ちながら、連携してしっかりと構築していくことが必要であると考えております。

これは、先ほど松浦常雄議員にもお答え申し上げましたように、町として新しく補正予算をいただきました。いわゆる運動対策、これは例の通いの場で百歳体操の入り込みとか、あと減塩対策、これはいろいろと今カゴメとコラボ連携しながら始まっていますので、そういった減塩対策等々、そういった新しい事業も今年度から立ち上げて、なるべく健康づくり、元気で長生き、こういった視点を十分意識をしながらやっていくということにしております。あとは一方で、先ほど言ったようなシステムを組むということも意識をしながら、これをやっていかなくてはならないと、このように思っております。そうすることによって、国見町全体の健康づくり、国見型の元気で長生き、そして平均寿命は長くと、両面で淘汰していくということが私は必要なのかなと思っております。そういった意識を持ちながら、今後はやはりこの団塊の世代、非常に重要でございますので、あと7年過ぎますと大変な状況になってきますので、十分意識をしながら今後対応していきたいなど、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 元気で安心して暮らせるまちづくりをお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

次に、国見小学校の「特別の教科 道徳」についてお伺いいたします。

まずはじめに、道徳が教科化になったのは、平成23年10月に滋賀県大津市で起きたいじめ自殺問題が発端となり、平成27年3月に小中学校学習指導要領の改訂等により、平成30年4月から小学校で、本年4月から中学校で、「特別の教科 道徳」として授業がスタートいたしました。1年間の授業時間は、小学1年生は34時間、

2年生から35時間となっております。

国見小学校において、道徳教育はどのような内容で1年間行われたのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

ただいまの松浦議員ご指摘のとおり、学習指導要領の改訂があり、道徳においては、小学校では平成30年度から、中学校においては今年度から、新学習指導要領において実施されております。教科としての道徳が始まったということであります。

教科化につきましては、これも今ご指摘がありましたように、大きくは、大津市でのあの悲惨ないじめの事件と、そのほかにも、道徳という教科が他教科に比べて子どもたちにとっても軽んじられているとか、授業についても読み物資料が多くて、中心人物の感情の読み取りが中心になってしまうなんていうような型にはまった授業が多かった。それから、教科ではなかったのに、いろいろなばらつきでしょうか、価値についての、そういうのが多かったというようなことがあります。そういうことを踏まえた上での改善ということで、教科化ということになったというふうに理解しております。したがって、この改善によって、子どもたちが道徳的価値を本当に深く理解して、これまで以上に深く考えて自分のものにする、という質的な転換を図るという狙いがあります。

国見小学校において、では具体的に道徳はどんな内容が行われているかというお話しでありますけれども、まず最初に、小中学校における道徳教育についてちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

学習指導要領の総則において、学校における道徳教育は、今、道徳科というふうになりますけれども、道徳科をかなめとして学校教育の全体を通じて行うものというふうに定められております。つまり道徳の時間をかなめとして、それぞれの教科、特別活動、また外国語活動、総合的な時間などいろいろありますけれども、そういう学校生活の全体を通じて、また児童・生徒の発達段階を考慮して適切に行うものとされております。したがって、国見小学校におきましても、道徳教育活動の全体計画というものを定めて、学校教育活動全体を通して指導しているところであります。

かなめとしての道徳の時間においては、各学年とも4つの項目、学年の発達段階に応じて低学年で19、中学年で20、高学年で22の価値を体系的に取り扱うことになっております。例えば例を申し上げますと、善悪の判断、自律、コントロールのほうですけれども、自由と責任などの価値を扱う、主として自分自身に関することや、家族愛、家庭生活の充実などの価値を扱う、主として集団や社会とのかかわりに関することなどを道徳の時間に、今は教科書を用いながら学んでいるというところであります。

具体的な例で、例えば例を申し上げますと、1年生の教材に皆さんもご存じのイソップの童話の「金のおの」というのがありまして、正直に生きていくんだよというふうな価値というんですか、子どもたちに考えさせたり、対話したり、やっぱり俺は金

のほうが欲しいななんていう話も出てきたり、でもやっぱり正直にちゃんと、鉄のおのだというような、そういう対話を通じながら道徳的な価値を学ばせていくというような、そういう授業の展開をしているところです。

こんなように、道徳の時間においては具体的な教材を通じて、たまには読み込んだり、たまには話し合ったり、探求したり、体験的に学んでみたりというような、いろいろな学び方で道徳的な判断力、心情、意欲とか実践とかを育てていく、そのような内容で進めているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 次に、道徳の授業を通して、1年間どのような成果があったのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

道徳教育の目標は、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者とともにより良く生きる、そういうことのための基盤となる道徳性を養うということを目指しております。

教科化となった課題でもありました授業の質の向上という点でも、いじめの問題についても発達段階を踏まえた体系的な取り扱いを工夫したり、問題解決的な学習や課題解決的な学習を取り入れたりして、子どもたちが考え、子どもたちが自分のものとするような授業へと変えているところです。

成果ということですがけれども、いじめについても、例えば自分らが自ら考えて提案したりするような授業を行う。いじめに発展するようなことを予防していることなどは一定の成果があったものと考えております。また、例えば挨拶がきちんとできるようになった、グループ活動で助け合えるようになったとか、うちでちょっとお手伝いするようになったとか、授業での意見交換が本当に活発になってきた、友達同士が対話的な授業ができるようになった、地域の方々とも触れ合えるようになったなど、さまざまな良さが発揮できる児童が増えてきたことは、道徳教育の成果の一端であると考えております。

また、これは指導者側のことではありますけれども、教科化によって、教科書教材を計画的に活用できることになったということは、年間を通じて本当に体系的に価値をきちんと授業できるというような、それも成果なのかなと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 生活の基本、社会の基本である挨拶ができるようになったということは本当に素晴らしいと思います。国見小学校、県北中学校の児童・生徒の挨拶は、地域の皆さんからも大変評価が高く、いろんなどころでお褒めの言葉を町民の皆さんから頂戴しております。

評価の面では他の教科と違い、採点はできないと考えます。NHKが全国の小学校

に行ったアンケート調査でも、76%の小学校が道徳の評価困難との回答結果を公表しております。国見小学校の道徳の授業をどのようにしていくか伺いたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、他の教科のような評価というのは本当に困難でありますし、適切だということでもありません。学習指導要領においても、数値による評価は実施しないというふうに明言してあります。

授業をどのようにしていくのかというお質しに関連をさせて、ちょっとお答えをさせていただきますと思います。道徳の評価に関しては、まず子どもたち自身が自分の道徳の時間での学びをどういうふうに評価するのか、それをこれからどういうふうに生かしていくのかということのほうが大事なのではないのかなと思います。したがって、教育の世界ではよく振り返りの時間と言うんですけども、授業終わった後、授業を振り返って、きょうの授業の内容を自分のものにして、これからどういうふうに生きるのかと、自分でどういうふうに生かすのかというような自己評価をするような時間をきちんと設けていく、そのような授業を大切にしていきたいと考えているところです。子どもたちも、そういう自分の自己評価の積み重ねをすごく大事にさせていきたいと考えているところです。

一方、授業者のほうにおける評価ですけども、例えばですけども、通知表についての評価ですけども、学習活動における児童・生徒の学習の状況について、道徳的な成長とか変化についての個人内評価として、文章で簡潔に記述するというふうになっております。ですから、1年間を見通して、本当に道徳って難しいことではなくて、先ほど議員もおっしゃられましたけれども、挨拶がきちんとできるようになったとか、友達と仲良く話せるようになったとか、そういうこと、変わってきたことについて端的に文章で評価するというふうなことにしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 一番最初の質問の答弁をいただいたときに体験という言葉が出てまいりました。日本は緑豊かな美しい国ですが、この恵まれた自然を生かした学習が少ないように思います。いつの間にか学歴主義の受験大国になり、学習塾通いが小さいうちから当たり前のような風潮になったように思います。

ヨーロッパの国では、低学年の道徳の授業を自然の中で行うところがあるようです。自然の中での授業から連帯感や協調性、心の豊かさなど、感性を高める情操教育を重視し、日々の日常生活の中で役に立つ学びが自然の中での授業から得られるそうです。日本で考えると型破りな授業かもしれませんが、大らかに心豊かに柔軟性のある子どもに成長していくのではと期待できると思います。年間の授業時間34時間、35時間の中で国見小学校の児童にチャレンジさせてみるのはいかがか、そんなカリキュラムがあっても良いのではと考えますがいかがでしょうか。伺いたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

体験の中から道徳性を養うということは、本当に議員お質しのとおりだと思います。道徳の時間に道徳をやるということが本来の姿ではなくて、いろんな体験とか、大人の方々とか地域の方々、あるいは学校でいうと先生方との触れ合いの中で、いろんな道徳性を育んでいくというのが自然なことなのではないのかなと思います。

それで、今、小学校の話ですけれども、保育所、幼稚園なんかでは遊びを中心的な課題にして、遊びの中でいろんなことを学ばせる。当然、自然体験もいっぱい取り入れるというふうに進めてきているところです。

小学校に來まして、先ほど道徳は学校教育全体の中で進めていくという話をさせていただきましたけれども、道徳の時間については全ての中でやったことをその時間に意識化したり、考えたり、道徳としてのまとめをする、取りまとめの時間みたいなのが道徳の時間なので、学校行事とか、遠足とか、修学旅行とか、あと野外活動とか、いろんな体験的な活動を準備してあるわけです。そういう中で十分に自然との体験的な活動を準備したいと思っています。

あと、実際に自然の中に行くことだけではなくて、国見町ではおかげさまで、コミュニティスクールとして多くの方々に入っていて、地域の多くの方々との体験というのも本当にすばらしい体験的な活動になっているので、そういうところからもいい活動ができていないのではないのかと思います。ただ、議員ご指摘のように、自然の中でいろんな活動をするというのは本当に価値があることなので、いろいろとどのくらいできるのかということについては、また前向きに検討させていただきたいなと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） ぜひ検討よろしく願いいたします。

次に、成長に比例して、学年ごとの理解度の違いは当然あると思いますが、国見小学校において、道徳の授業を通して見えてきた課題についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

道徳においても当然発達段階がありますので、指導面でも配慮をしているところです。例えば、主として集団や社会とのかかわりに関することの中の公正、公平、社会正義という、そういう価値を扱うところでは、1、2年生の目標は、自分の好き嫌いに捉われないで接することというのが目標になっています。それに合わせたような、先ほど言った教科書の教材があったりしてやります。3、4年ではちょっと進歩して、誰に対しても分け隔てをせず公正、公平な態度で接することという目標で道徳の授業を展開するようになっております。5、6年生ではさらに発展して、誰に対しても差別することや偏見を持つことなく公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。ちょっと高度な目標になってきております。したがって、教科書の教材も発達段階に即した本当に具体的な教材になっているところです。

道徳の授業を通して見えてきた課題は何なのかというお話しですけども、道徳性というのは、本当に心に応じて個人個人で価値が違うものなので、一概にということとはなかなか言えることではないんですけども、例えばということで、ちょっと言わせていただきますと、今学校で感じていることというのは、自立性、自分で自立することともう一つの自律、コントロールすること、そういうことが足りない子どもが多いというのはあります。背景はいろいろあると思うんですけども、例えば欲しいものが家族によって簡単に与えられて、自分がやりたいと思うことは何でもやらせてもらう。良い面でもありますがけれども自律的な面が育たないという面もあります。便利さになれて、自分で自分を律することが困難だと、そういう子どもが多い状況にあります。家族に対しても、周りの人々に対しても感謝の気持ちを持つことが余りなくて、やってもらえるのが当たり前のような感覚を持つ子どもが増えているのではないのかなと、そういう課題意識があるので、道徳の時間なんかでは感謝する心なんていうような題で、こういうことをやってもらったねなんていうようなことを並べて、子どもたちに考えさせるとかという具体的な授業をして、子どもたちに意識化させていくというふうな授業にしております。

先ほどからもありましたけれども、道徳教育って道徳の時間だけでやることではないので、保護者、地域の方々、我々、例えば行政とのかかわりとか、いろんなかかわりの中で体験的に本当に学んでいくものだというふうに思います。

学習の仕方ということでは、保護者とのかかわり、保護者も交えて、それから地域との連携、そういうことも、道徳の授業を推進していくという意味ではまだまだ課題なのかなと、もっともっと連携させていきたいなというふうに考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 道徳は学校だけで指導できるものではなく、やはり保護者との連携、それが非常に大きいように、答弁を聞いていてそう思いました。ぜひ保護者との連携を密にしながら、そういった感謝の気持ちを思う、そういう大切にすることとか、そういった細やかなところをぜひ保護者との共有の中で指導していただければと思います。

次に、学習指導要領「生きる力」第3章道徳の目標に、「学校の教育活動全体を通じて道徳的な心情・判断力・実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする」とあります。国見小学校が最も力を入れている目標をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

先ほど見えてきた課題の中等でもお話をさせていただいたんですけども、今年度の国見小学校の目標としている価値項目としては、親切や思いやりということと、礼儀・伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する心、その3つの価値を今年度の重点目標としております。

具体的に言いますと、重点目標として、他の人や社会、自然に対して温かく接し、思いやりと感謝の心を持って行動できる児童を育てるとというのが一つ。時と場合に応じて言葉遣いや態度、礼儀をわきまえた児童を育てる。自律的な子どもを育てていきたいということですが、それから郷土の良さを知り、郷土に対する愛着を持つ児童を育てる。やっぱり国見に生まれて国見を愛するような、国見を好きになるような子どもを育てていきたいというようなことがありますので、その3点を今年度の重点目標として掲げているところであります。

先ほど来お話しさせていただきましたけれども、国見小学校はコミュニティスクールとして、本当に幸いなことに、多くの皆様に携わっていただいて教育活動が展開することができております。今後も地域の皆様のご協力をいただきながら、道德の時間に限らず、教育活動全体を通して子どもたちの道德性を育ててまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 思いやり、感謝とか礼儀とか、こういったことというのは一生、社会に出てからでも人と人との交わりの中でとても大切なことです。そういったところから信頼関係が生まれていくということは、私たちも生活をしていて常に感じているところです。やっぱり小さなうちから、そういったところを子どもたちの気持ちの中に育てていっていただきたいと思います。

先ほど自然の中でと申しましたが、年々児童数が減少していく中で、国見小学校独自の学習方法があっても良いのではないのかなと思います。特徴ある教育を実践している私立の幼稚園や小学校に魅力を感じ、移住の決め手としている保護者も実際にいると聞いております。公立の教育機関でも可能性は大いにあるのではないのでしょうか。国見の宝である子どもたちの成長を楽しみに見守っていきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

(午前11時54分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

(午後1時10分)

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 午前中に引き続き、一般質問を続けます。

10番浅野富男君。

(10番浅野富男君 登壇)

10番（浅野富男君） 6月定例会にあたりましての一般質問であります。

道の駅を活用した農業の振興についてということで、お尋ねしたいと思います。

道の駅は、開業してから2年を経過いたしました。この間、町民の関心も非常に高くなってきております。その理由といたしましては、経営状態がまだ軌道に乗らないことが多くを占めているものと思っております。また、農産物直売所に対する要望も、いろいろと聞いておるところであります。

町の基幹産業は農業と位置づけられている中で、道の駅に出荷をしている生産者も多くなっていると思います。いわゆるくみ市場を通じて販売をしていることになりましても、通路が狭い、あるいは売り場面積が少ないなどいろいろな意見が寄せられておるところであります。

このような意見があることについては、町としては、知っているものと思っておりますけれども、これについては、どのような受け止め方をしていますか。まず第一に質問いたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） 10番浅野富男議員のご質問にお答えいたします。

まず、道の駅の経営状況につきましては、今議会におきまして、指定管理者であります国見まちづくり株式会社の平成30年度の経営状況についてご報告いたしましたので、これを踏まえまして、町民の皆様にも広報を通じてその概要をお知らせしたいと考えております。

また、農産物直売所の通路や売り場につきましては、会社におきましても利用者や出荷者の皆様からさまざまなご意見、ご要望などをいただいていると聞いておるところでございます。そうしたご意見を踏まえまして、会社と出荷者の組織であります出荷組合が協議をしまして、限られたスペースの中で最大の効果が上げられるよう、商品やレイアウトの見直しを随時行っていると承知しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 限られたスペースというふうなことが答弁の中で出てまいりましたけれども、この限られたスペースの中で今後、改善をしていきたいということの意味でよろしいでしょうか。特に広げるという意味ではないということでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えいたします。

農産物をはじめとする売り場の確保と、快適に買い物ができる通路の確保、そういった部分を限られたスペースの中で最大限の利益につながるよう、随時見直しを行っているということでもあります。特にモモの最盛期には、外の中央イベント広場で特設の売り場を設けるなど、さまざまな工夫をして対応しているということでございます。

また、近隣の道の駅に比べましても、直売所における農産物の売り場面積は、広いほうだと認識しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 中央イベント広場も使いながら、限られたスペースで行っていきたいということで考えていらっしゃるということでもありますけれども、このような意見、今答弁の中でもありましたけれども、いろんな意見はあると思っております。これで、道の駅の販売に関しては、いわゆるこのくにみ市場、そして国見まちづくり会社等の指定管理者制度のもとで契約ということになっている中で、この出荷者、生産者としてのいろいろな要望とかを受けてもらえる窓口というのは、役場のほうなのか、それともこのまちづくり会社のほうなのか、どのあたりに窓口があるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えいたします。

道の駅国見あつかしの郷への農産品をはじめとする品物を出荷する方々からの出荷や販売に介するご意見、ご要望の窓口についてのご質問でございますが、まず、出荷者で組織をしております国見町道の駅出荷組合がございます。その中に、野菜や果樹、米、花卉など、そういった部会で構成されてございまして、この事務局を国見まちづくり会社が担っておりますので、出荷組合を通して国見まちづくり会社への意見、要望となるということでございます。

また、町民から町に寄せられました意見につきましては、会社に対しまして、町職員も出席しております道の駅運営コア会議などで伝達をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） そうしますと、一応この窓口というふうな形では設けていらっしゃるというごとの理解でよろしいと思えます。

3番目にまいります。先ほども言いましたけれども、国見まちづくり会社とは指定管理者制度での契約となっておりますけれども、町としては経営、そして運営については、どういったところまで関与できることになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 町としての指定管理者が、私、副町長でありますので、私から答弁させていただきます。

道の駅の経営、運営、指定管理しております国見のまちづくり会社に、町としてどこまで関与できるかというようなお質しでありますけれども、道の駅国見の指定管理を国見まちづくり株式会社に委任するにあたりましては、町と会社は関係条例等に基づき、5年間の基本協定を結んでおります。その協定の中で、道の駅の指定管理者に対しまして、設置目的であります「道路利用者への良好な休憩の場の提供、地域情報及び道路情報の発信並びに子育て支援の充実を図ることにより、町民と来訪者との交流を促進するとともに、地場特産品等の販売等による地域産業の振興並びに地域の防災拠点として町民の福祉の向上を図ること」としております。このことを踏まえ、公の施設としての公共性、公平性を尊重し、施設の管理を行うものとしております。

町としましては、指定管理者がこの設置目的に即して公の施設の効用を最大限発揮

し、効率的な管理運営を行うことについて、しっかり連携しながら、運営状況の確認などを行っております。

しかしながら、まちづくり会社の経営につきましては、独立した一つの株式会社でありますので、協定の内容に沿って道の駅を運営していることが担保できれば、細部にわたる指示や指導については馴染まないものと考えております。ただし、町が100%出資であることもあり、会社の経営の方向性や意見の具申などはその立場で申し出ることは可能ですし、毎週1回会社が開催している道の駅運営コア会議に町からまちづくり交流課長などが出席し、経営状況の把握や運営面での連携を図っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 確かに、こういった契約の内容は必要かと認識はしているところであります。

そうした中で、私ども町民からいろんな意見を受けることになりますけれども、議会ができることといえば、指定管理者制度のもとでは、最初の制度の適用の承認と首長が行った選考に同意するところまでが、この議会として関与できるところだというふうに思います。そういった中で、町民のいろんな意見を町に反映し、あるいは道の駅に反映させていただきたいということにつながるかと思うところです。そういった場合には、私どもとしてはどんな形で意見を言ったらいいのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） いろんな意見をとといいますか、声をどんなにして届けたらいいかというようなことでありますけれども、1つは、先ほどまちづくり交流課長が申し上げたようなことであります。出荷組合がありますので、組合に加入をしていただいて、いろいろ意見をおっしゃっていただきたいということがございます。

それから、町の中に道の駅との交流連携室、設置してございます。町のほうにも言っていたら、先ほどの答弁の中で申し上げましたように、コア会議の中にもまちづくり交流課長等出席しておりますので、その中でいろいろ意見、要望等申し上げたり、状況等把握しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 今、副町長から答弁いただきました。そうした形で、今後もいろんな意見を伝えたいと思います。

それから、4番目になりますけれども、農産物の直売所は、道の駅では最も利益が出る部門であると承知をしておるところであります。しかし、税金を投資しているというふうなことからすれば、生産者が潤ってこそこの道の駅としての役割が発揮できるものと思っております。先ほど町が100%出資していることからしても、当然そうなるかと思っております。そのために、このまちづくり会社に対して町はどのような対応

をするのかご答弁願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えいたします。

今議会に報告しました国見まちづくり会社の平成30年度事業報告のとおり、直売部門のくにみ市場の売上げは、農産物や加工品合わせて5億6000万円ほどで、会社全体の売上げの69.7%を占めまして、経常利益も5700万円を超え、会社の主力部門となっております。これは、くにみ市場の特徴である季節を通した果物や野菜類、加工品の販売が好調であること、2年目を迎え、出荷組合の出荷体制が固まってきたことなどが大きな要因と報告されてございます。

出荷組合への支払い額も3億9300万円、うち町内の組合員へ1億800万円ほどとなっております、うち農産物が約40%となっておりますが、前年に比べ金額や割合も伸びている状況にございます。

町としましては、この施設を拠点とし、町の基幹産業である農業の振興を図るために、会社に対しましては、町内生産者の出荷組合への加入を促進し出荷量を確保すること、町内組合員を対象とした野菜や米のブランド化の取り組みを推進すること、飲食部門での町内産農産物の食材利用などについてさらに推進することなどについて要請をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 町内の生産者に対する売上げ金額が、今も答弁の中でありましたけれども、町外の方々も当然ここには出荷していると思います。町外の方々についてはどのような数値になるのでしょうか。町外です。町の外でございます。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、出荷組合への支払い額が3億9300万円で、うち町内の出荷組合へ1億800万円ということになりますので、その差分、2億9000万円ほどになります。その差額分が町外の方への支払いということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） この質問の言いたいところでありまして、いわゆる税金を投入して道の駅を運営している中で、本当に町民が潤っていくための必要性と申しますか、当然それは町のほうも理解しているというふうに思いますが、もう少し売るためのシステム、それから会場の売り場の面積そういったところは改善できないものかというふうなこともありまして、町民が潤ってこそというふうなことで質問をしたわけなんですけれども、そういった形での考え方は、先ほどイベント広場も使ってとありましたけれども、そういうふうな基本的なことについては、今後も考える余地、検討する余地はないとの受け止めでよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えいたします。

売り場全体の面積を広げるという部分では、やはり施設の設計上困難であるということですので、先ほども申し上げましたとおり、農産物をはじめとする売り場の確保と、そういった通路の確保につきましては、限られたスペースの中で最大の利益につながるように、随時見直しをしていきたいということですので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） もう1つ聞きたいと思います。

この生産者の出荷割合といいますか、町外の方が2000万ほど、そして、町内が1800万というふうなことで、町外の方々が結構多いことがありますが、これは町内の方々に多くなるような形での検討という事はどうなっていますでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えいたします。

やはり道の駅の直売所を運営するにあたりまして、やはり町内産の町内の生産者だけの生産物で埋め切れない部分がございます。当然、近隣、町外の皆さんの出荷があって、その販売する出荷量が確保できているということですのでございます。やはり当然、町内の生産者についてもより多くの出荷を望んでいるところでございますので、これにつきましては今後とも会社と、当然、町の農業振興と一体となって、生産者が増加していくように取り組みを進めていきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。質問を先に進めてください。

10番（浅野富男君） 次の質問にまいります。

町民は道の駅の健全な運営を望んでおります。当然のことと思います。

そうした中で、共用部分の管理費について毎年出費をしております。これ自体については説明がありましたのでこれは納得できるかなと思うのですが、開業時点は特別といたしましても、職員の人件費、お2人ほど出向という形になっているかと思いますが、こうした形での人件費についての支出は許されないのではないかなというのが私の考えなのです。この点はどのようなことになりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） お答えをいたします。

まちづくり会社に派遣をしております職員の件についてでありますけれども、現在、町は、まちづくり会社と協定を結び、2人の職員を研修派遣しております。これは町職員の人材育成を目的とした研修派遣でありますので、民間会社の経営、ノウハウについて道の駅の現場で実際に体験することで、企業会計やコスト意識などの経営手法や経営感覚を身につけ、今後の町の行政運営に生かすことができる人材をこの研修派遣によって育成することが目的となっております。

また、町が建設した道の駅施設ですので、国の施設とともに適切な施設の維持管理

を現場で行うことが必要ですし、指定管理者として施設の運営にあたっては、道の駅が町の地域振興施設、さらに交流、観光施設としても十分機能させるために、町と緊密に連携することが必要であります。

一般的な株式会社は、利益を優先に考え、採算の合わないものは経営判断の中で切り捨てられる可能性が大きくなります。町は、こうした方向に向かないように、職員を会社に派遣することで、設置者である町の施策が反映しやすい体制を実現するため、2名の派遣を町から要請したものであります。

なお、今後の派遣の継続につきましては、今後の道の駅の活性化の状況等を見据えながら、指定管理協定の5年間をめどに判断してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 人材育成と現場体験が必要だということから、派遣しているものだというふうなことなのではけれども、そうすると、今後職員の皆さんは道の駅で仕事をするというふうなことになっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 先ほどの答弁の中で申し上げましたけれども、指定管理の協定、現在協定を取り交わしておりますのは5年間であります。その中で、5年をめどに指定管理の状況、道の駅の運営の状況等を見ながら判断をしてみたいと考えております。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 5年間の中で判断するというふうなことで、それは5年を経過したならばその後で検討することにもつながるかと思っておりますけれども、そうしますと、2人、今、出向されているわけではけれども、職場といいますか、役場としての通常の業務は、当然少なくなると思われますがその考え方はどのように受け止めたらよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 先程、道の駅の経済効果等々の質問ございました。その中で、金額的なことについてはまちづくり交流課長が申し上げたとおりであります。道の駅の利用状況、来客の状況を見ますと、2年間で350万人です。1日当たりにしますと約5,000人が国見町に足を止めていってくださる、国見町の産物を買っていただく、国見町のPRの機会があるというようなやはりこの大きい機会が、道の駅を設置したことによって生まれているわけでありまして、ですから、今、やはりこういう厳しい時代の中にあって、まちづくりをどうしよう、将来の町、国見の町をどうしようというようなところがありまして、やはり今は重点的にそこに注力をしていきたいというふうな考えております。

それから、もう一つ、財源的なことでもありますけれども、現在、復興特別交付金で職員の人件費等、厚い厚い支援がございまして、そういうものを流用し任期つき職員、現在13名おりますけれども、ほとんどの職員の人件費を現在賄っております。そう

いうことも十分に活用しながら現在運営にあたっているというようなことでございますので、ご理解をお願いします。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） いわゆるこの2人分が、ほかの嘱託職員ですか、そういった形でこれを担っているというのが現状だというふうなことでよろしいですね。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 2人の職員がまちづくり会社のほうに派遣出向しております。それで、単純に言いますと、総枠の中でいきますと、2人がまちづくり会社に行っておりますので、2人が少ない状況というのが、生まれるわけでありますけれども、その部分等につきましては、先ほど申し上げましたように、任期付職員等を充てまして補っているところであります。そしてその財源につきましては、ほとんどが復興特別交付金を充てているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。質問を先に進めてください。

10番（浅野富男君） 6番にまいります。

直売所への出荷等のかかわりの中で、最近できましたこの農業ビジネス訓練所は、地元農産物に対する技術的支援を積極的に果たす役目もあると考えておりますが今後こうした道の駅との関係、あるいは出荷者との関係で、どのような形で事業を生かしていこうとしているのか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） この質問につきましては、私のほうからお答えを申し上げさせていただきます。

議員ご承知のように、農業ビジネス訓練所、これは昨年に整備をいたしまして、その役割としましては、農業の担い手の育成、野菜のブランド化、それから道の駅のコラボ連携さらには、今ご質問ありましたように、農業の技術の指導といえますか、そういったことを目的にこの訓練所というものが設置なされておるところでございます。

これまで、ご案内のように短期研修、それから長期研修、さらには体験研修などなど、数多くの皆様方がお入りをいただいて、栽培の対応、それから肥培管理、さらには農業経営も含めて全体的な指導をここまで行ってきておるとというのが現状です。

お質しのその出荷組合等々との関連についてでございますけれども、これにつきましては、特に現在、出荷組合の中に野菜作り研究会というものがございます。これは15名で組織されている研究会というふうに聞いておりますけれども、現在、この研究会の中ではカボチャとかタマネギとか、さらにトウモロコシなどのブランド化を目指すべく鋭意対応されておるというふうに聞いております。この研究会とビジネス訓練所で十分コラボ連携しながら、現在、同じ品種のものを開拓しながら、ブランド化に向けていろいろと今研究しておるという状況でございます。その回数も、先月の22日に開催し、また来週も開催するなど、机上プランももちろんでございますけれ

ども、現場でもさまざまな対応をしながら、ブランド化に向けた対応を現在行っているという状況でございます。

また、出荷組合の中には短期研修ということで、これまで、昨年は49名中18名が、出荷組合の方が受講されております。ことしは66名中21名という形になっておりまして、出荷組合の皆様方もこのビジネス訓練所を活用しながら、さらなる技術アップに向けてそれぞれ対応されておる状況です。

いずれにいたしましても、ご指摘の出荷組合はもちろんでございますけれども、これは町の施設ですから、町民全体をどのようにするかということが最前提になるかと思っておりますので、そういった観点から、しっかりと道の駅に出荷すべくとか、あるいはブランド化に結びつけるとか、そういった観点から技術指導、技術のレベルアップを図るべく、今後ともビジネス訓練所としましてはしっかりと指導しながら、体制の強化等々図って前に進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） せっかく立ち上げた訓練所でありますので、この組合をはじめとして、国見町全体に、このビジネス訓練所については成果が出るような形で運営をされていくことを今後希望していきたいと思います。まだ始まって2年と言う事で今言われたような形で進めていただければと申し上げまして、質問を終わります。

以上でございます。

議長（東海林一樹君） 次に、5番村上 一君。

（5番村上 一君 登壇）

5番（村上 一君） 先ほど通告いたしましたのに従い、一般質問をさせていただきます。

犯罪などから子どもを守るための町の対策について。

最近のニュースでよく目にするのは、交通安全や事故、事件に十二分の対応をとっていたにもかかわらず、痛ましい事故、事件が多発している。先月には、大津市の交差点で、車の衝突事故で事故車から、列に突っ込み園児ら16名が死傷した事故や、スクールバスを待っていた小学生児童17人と大人2人が襲われた川崎市殺傷事件などがありました。子どもたちが犠牲となる事故、事件が多く見られ、心を痛めております。国見町としても、町の宝である町の子どもたちをこのような痛ましい事故、事件から守るために、安心・安全なまちづくりが求められていると思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

通学路の防犯マップ作成など、危険箇所の把握に努めていると思いますが、危険箇所の点検、分析、対策はどのように行われているのか伺います。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（澁谷康弘君） 5番村上 一議員のご質問にお答えをいたします。

通学路の危険箇所についてのお質でございますが、毎年、PTAの皆様のご協力をいただき、点検を行ってきているところでございます。その結果をもとにしまして、関係課であります幼児教育課、学校教育課、生涯学習課、産業振興課、建設課、環境

防災課によります国見町通学路及び危険箇所市内連絡会議を開催をいたしまして、対応しているところでございます。

対応が必要な危険箇所につきましては、その各課において対策を講じているところでございますし、また、町だけで解決ができないことにつきましては、関係課において、国や県に対しまして強く要望をしているところでございます。

なお、保育所におきましては、屋外での活動場所について警察と合同で点検をいたしまして、その安全確保に努めているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

5番（村上 一君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

不審者等の安全対策と検討はどのように行われているのか伺いたい。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（澁谷康弘君） お答えいたします。

まず、実際に不審者の情報があった場合についてでございますが、教職員やボランティアの方々によります下校時の指導、さらには警察によります警ら巡回の強化、もちろん教育委員会におきましても登下校時のパトロール等の実施をしているところでございます。さらに、その情報共有の観点から、町の防災行政無線を活用した注意の喚起、さらには学校からの一斉メールによります保護者への周知を図っているところでございます。

不審者対策といたしましては、防犯教育も非常に大切になってくるものでございます。学校では平常時から子どもたちの約束事であります「いかのおすし」、お聞きになったことがあると思いますが、ついていけない、車に乗らない、大声を出す、すぐ逃げる、知らせるといような、頭文字をとって「いかのおすし」といような合言葉になっております。この徹底を学校のほうではしているところでございますし、さらに防犯ホイッスルの活用など、指導を平常時から進めているところでございます。

町といたしましても、関係団体と地域見守り活動に関する協定を結ぶなど、地域の多くの方々が子どもたちの安全に目を向けてくださるよう進めているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

5番（村上 一君） 不審者からやはり子どもたちを守るというのが、確かに学校ばかりでなくて、保護者、教育委員会、あとは地区の方々から警察からといようなことで連携をとって、することが必要でないのかなと思いますが、この連携は十二分とられているのですか。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（澁谷康弘君） お答えいたします。

関係機関や保護者、それから学校、教育委員会との連携ということでございますが、常日ごろから事件、事故に関しましては即時に情報交換をいたしまして、その対応に

あたっているところをごさいますて、連携はとれているものと考えているところをごさいます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

5 番（村上 一君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

相次ぐ事件、事故を受け、教育委員会による関係者の対策会議が開催されましたが、議論された内容に対して伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

川崎市における殺傷事件を機会に、緊急に子ども安全対策会議を6月4日に開催させていただきました。この会議には、警察署、それから防犯協会の各地区の代表の方、主任児童員、保護者の皆様の代表、それから学校の校長等、地域支援コーディネーターの出席をいただき、子どもたちの見守り等の、取り組みの現状や課題、意見交換などを行ったものであります。

会議の中で、警察から最近の北署管内の犯罪の発生状況などの報告を受けて、課題を再確認したところであります。また、各学校でも、防犯教育を含めた取り組みの現状、課題が上げられました。

先ほど次長のほうからもありましたけれども、不審者情報があれば、学校も登下校等見守りについていったりするんですけれども、長期にわたって教員が子どもたちの登下校につき添うということは現実的にはできない、そういう課題などについても率直に話が出ました。また、国見町においては直接的な事件の影響がないので、子どもたち自身も危機感を感じていないこと、そういう話も出されました。また地域の方々から、前には見守り隊が組織されていて見守っていただいたんですけれども、高齢化などが進んでなかなか継続できていないのだというような、そういう実態も率直に出されたところです。

ただ、少子化で1人で登下校する距離が長いという子どもが本当に多くなっていることから、子どもたちを見守る組織的な活動が必要なのではないか、それをきちんと検討するべきではないのか、また、多くの町民の方々の協力を得て、ながら見守りなど、そういうのが有効ではないのか、そういう働きかけをすればいいのではないのかというような意見も出されました。一昨年、3年前になりますか、子ども110番の家を新たにお願ひしたりしたのですけれども、それも毎年毎年きちんと働きかけをして意識化する、そういうような工夫も必要なのではないのかなというようなことで、さまざまな意見が出されたところをごさいます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

5 番（村上 一君） その内容は、町、学校、家庭や関係団体とどのように連携をして対策強化につなげていくのか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、会議の中では、少しでも多くの町民の方の協力を得て、見守り隊の再結成に向けた取り組みが必要なのではないのかというような意見が出されました。そのことについて検討することとし、PTA、それから関係機関、それから、町ですと進めてきております地域学校協働事業の中のボランティアさん、そういう方々と連携を図り、再結成に向けて進めていくこととしております。

あと、これも先ほど申し上げましたけれども、現在お願いしている子ども110番の家について、これも定期的に働きかけるといふことと、子ども自身が意識していないという現実もありますので、子どもたち自身にも110番の家がどこにあつてどういふふうにといふようなことで意識化させるといふ、そういう活動をするといふようなことで、これも準備をしているところであります。

また、学校においても防犯、交通安全教室とか、そういうことを警察の方々の協力を得ながら、また、町の交通安全協会とか母の会の皆さん方の協力を得ながら進めるということでもあります。当然、警察との連携も視野に入れて深めていきたいと思っております。

子どもたちの安全・安心の確保のためには、本当にこれで十分だということがないというのが現実だと思います。だからこそ、より一層、学校、保護者、それから警察官など、それから地域の皆様などの関係機関、そういう多くの方々の協力を得ながら、実際にできるところから進めてまいりたいと考えているところであります。

あと、この会議で、安全対策会議については進捗状況なども含めて定期的開催をして、チェックをしながら安全対策をより進めていきたいということなので、今後とも定期的開催していきたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

5番（村上 一君） 今も話にありましたが、見守り隊というのは地区に何名くらいの配置でその内容についてお聞きしたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 現在、正式に見回り隊としてきちんと組織がされているわけではないです。それで、各地区で、例えば交通安全の母の会の皆様方とか交通安全協会の方々とかが各地区でやられているというのが現況です。それから、地域学校協働事業の中でのボランティアさんについては、小学校1年生が入るころに組織しまして登下校の見守りを行っているといふところが現実です。ですので、先ほどお話しさせてもらったとおり、もうちょっと組織的に継続的に見守り隊を組織していかなければといふ事で今後検討させていただくといふことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

5番（村上 一君） やはり犯罪から子どもを守るというようなことはこれから課題で、やはり地区から何かしら協力して、私どもも見守っていきたいと思っておりますので、よろ

しくお願いします。

私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） 最後に、7番渡辺勝弘君。

（7番渡辺勝弘君 登壇）

7番（渡辺勝弘君） 令和元年第2回国見町議会定例会にあたり、さきに通告しておりました質問をさせていただきます。

内容は商店街の活性化についてであります。

人口減少が全国的に進んでいる現在、当町においても同様であり、農業、商業分野でも担い手不足になっております。そのために、商店街ではシャッターが降りている店が多いこの状態をどう考えているのか、まずお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、7番渡辺勝弘議員のご質問にお答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、藤田商店街におきましては、近年、老舗であったお店が休業するとか、あるいは廃業するとか、理由はいろいろあるかと思っておりますけれども、やはり担い手不足というのも一つの理由なのかと思っております。また、商店の代わり、あるいは商店街の活性化が進まないことによって商店街自体が衰退していくという事例、これは国見町のみではなくて本当に近隣の市町村とか、あとは、全国ベースで私もいろいろ出張しますけれども、本当にシャッター通りというのは非常に多いなと、つくづく実感はしておるところでございます。

国見町の商工業の活性化は何なんだと問われたときに、先ほど、道の駅の話も出ておりますけれども、実はこの道の駅は先代ですね、富永さん、佐藤さん、で私、3代悲願の道の駅ということで、復興のシンボルとして整備をさせていただいたというのが一つの流れです。この道の駅をどうするのか、これは町の活性化、つまり、交流連携、町自体の将来の維持発展のものができたと思っております。

これまでの来場者、2年2カ月、現在375万人です。昨年度の売り上げが、税込みで約9億円です。今年、現在の売り上げ約2億円ぐらいになってございます。1日平均、先ほども副町長申し上げましたけれど、約5,000人近くの、入り込みになっています。課題は、先ほど浅野議員ご質問されました。確かに課題はいろいろございます。ただ、町としての施設ができ上がって、この道の駅を核にしながらいろいろな人、物、金が動き始まっています。これは国見町にとって今までなかったことです。ですから、この流れというものをやはり、いろいろ課題は確かにございますが、中でやはりこれをさらにさらに前に進めていくということ、これは私は非常に重要な課題なのかと思っております。

そういった流れの中で、やはり商店街とのコラボ連携です。これはやはりしっかりやっていかなくてはならないと思っております。道の駅ができたことによって商店街、それによって衰退したということになっては困ります。

そういう流れの中で、やはり商店街の方々、今20数名、道の駅のいわゆる出荷組合になっていただいております。中には1000万円を超える売り上げを上げている方

もいらっしゃいます。いわゆる商店街の中でのいろいろと前向きになっている方々においては、非常に活性化のベースの施設になっておるといふこと、これは間違いない状況です。これだけいろいろな人が仙台圏域から約4割来ております。そういった方々をいかに商店街のほうに回遊していただくか、行っていただくか、こういうことが私は必要なかと思っております。商店街のほうから道の駅に来ることもあります。そして、道の駅に来た方をいかに商店街に回遊するようなシステムづくりをどうするかというあたり、この辺は非常に私は重要な課題なのかなと思っております。後ほどまたいろいろとお答え申し上げたいと思っておりますけれども、町としては町道116号線、これを広げることによって、道の駅と商店街との回遊をしやすく、信号も今、要請していますので、あそこに信号を作ってその回遊性をしっかり担保していきたい。あとは、現在いろいろと商店街をいかにやはり表出しをするのか。つまり広報の中で、最近テレビ番組に藤田の商店街、結構出ています。その商店街のモチベーションというものをいかに外に出して行って認知をしていただくかと、そういうものを含めてしっかりやって行って、来たお客さんを回遊できるような、そういったことをしっかりと担保する必要があるのかと思っております。

商工会も非常にいいことをやっていたいております。923夕暮れマルシェです。あれは本当に皆さん一致団結されて始まって、ちょうど半年くらい過ぎました。いろいろと、1カ月1回ずつありますけれども、やられておる。すばらしい取り組みだなと私は思います。そういったものをやはり商店街、あるいは商工会自らがおやりになり、あと町としてコラボできるものを作っていくという2面性をとりながら、いかにそこを前に進めていくかということが、私は非常に大切だと思っております。今後とも、商店街が大変な状況にならないように、商工会などと連携を図りながら、それはしっかりと対応していくということを考えております。今後ともこの現状というものはどう捉えているか、しっかりとこれを踏まえてどうするんだということで、しっかりと今後対応してまいりたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、町長が言われたように、やはり他町にない町のシンボリックな道の駅を活用すべきことは十分理解できます。そこは利益を生む場所であることはありがたいことだと思っております。そこを逆に活用しないのはもったいないことも理解できます。

道の駅を盛り上げていくには商店街の活力が不可欠となれば、商店街の活性化が必要であると考えますが、その点についてももう一度お尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、再質問にお答えを申し上げます。

先ほども申し上げましたけれども、1日4,800人の来場者がある道の駅でございます。ほかから来ていらっしゃいます方が非常に多いということも踏まえて、今、議員おっしゃいましたように、恐らくこの流れを逃すことは私はない、しっかりと生

かすということだろうと思っております。

商店街の活性化を図るという観点で、いろいろと商工会も今、頑張っています。頑張って、一つの事例として先ほど申し上げました923夕暮れマルシェ、これをお作りになりました。これは素晴らしいことだと思います。

ただ、私は課題はちょっとあると思っています。それは、今、月1なんですよね。ですからこれを月2とか、これを踏ん張ってどうするんだという議論をみんなですて、いかに、道の駅だけでなく私はいいと思うのですよ。道の駅もやるよと、あとそのほかイベントいろいろあります。この前農業市でもおやりになっていらっしゃったようですから、素晴らしいことだと思います。ですから、町のイベント、そういったさまざまなものに対してどうするんだ、アプローチをどうするんだということをやはり、月2ぐらいやってもらうことが商店街の活性化につながる一つの流れかと思えますし。

あとこれ一つのヒントなんですけれども、実は道の駅りょうぜんとか道の駅米沢はこういうことやっています。商店街の店のサービス券、10%オフなんですけれども、サービス券を道の駅に置くんです。パンフレットとサービス券を置くんです。そして、コーナーを作っておいて、サービス券を持って商店街のほうに行くんですよ。これは非常に、私、いい例だなと思って見えています。見て、持って、あっ、10%オフだ、では買っていかとなりますよね。ですから、そういうちょっとしたアイデアの中で回遊性を担保すると商店街が潤うという形になります。ですから、そういう考え方も一つあるのかなというふうに思っています。

あとは、今見ていると商品開発だなと思います。商店街の店主の皆様方にちょっと開発をしてもらうんです。例えば、去年かな、モモの湯の開発された方がいます。これ結構売り上げが上がっています。開発して道の駅に置いています。ですから、今あるものでもいいんですけれども、それをちょっと付加価値をつけて、開発をして道の駅に置くとか、あるいは開発をして店に置くとか、それをさっき言ったように回遊でやるとか、あと道の駅に出してもいいです。ですから、今の既存の状況に甘えることなく、もうちょっとプラスアルファでやる、開発行為をどうするんだみたいなことも含めて、まちづくり交流課のほうと相談してもらおうと何かもしかするとヒントがあるかもしれませんので、そういうことなども含めて、双方向でいろいろなできると私は思います。それがまさに道の駅の活性化に私はつながると思います。商店街が頑張ってもらおうと道の駅も潤うと思います。逆に、道の駅が潤うことによって商店街も潤うと思います。ですから、双方向で私は流れると思います。

ですから、そういうアイデアを今度、商工会と十分私は連携していただいて、そして、いろいろと対応策を練りながら、前向きに今考えています。ぜひ今後とも相談に乗っていただきながら、ぜひ道の駅もさらに活性化につながるように、商店街もさらに活性化につながるように、鋭意対応していければなとこのように思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、町長が言われましたように、商工会でもさまざまな関連をして、

9 2 3夕暮れマルシェということで、やっとできたばかりで、月1にやっていて、その中で開催をしようと、いろいろなイベントに対して出していこうということで始まっております。ながら、やはり商店街の活性化に一生懸命取り組んでおります。今言ったように月2回やれば良いなというようなお話もあるので、その辺も検討の対象かなと思っております。

そこで、2番目の質問になります。

地方創生の取り組みとして国見農業ビジネス訓練所が開設し、農業の担い手の育成を図っております。やはり商店の、先ほども申しましたが、商店の担い手不足も深刻な状況にあります。その対策について何かありましたらお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えいたします。

商店、商工業者の担い手となる後継者を確保し、確実に経営を任せるようにするためには、やはりいかに商工業を活性化し、商店や事業所の安定した経営基盤を作り、商売におきましても楽しさや魅力を感じられるかが大事だと考えてございます。そのために、まずは商工会が現在取り組んでおります経営発達支援計画をしっかりと実行し、農商工連携の取り組みを発展させることで、商工業の活性化を図り、担い手育成に取り組むことが必要であると考えてございます。

町といたしましては、先ほど、町長答弁にありますように、ぜひ道の駅を利用してほしいと思っております。道の駅にはいろんなビジネスチャンスがございます。既に商品を出しておられる方の多くが売り上げを伸ばしております。ぜひそうした成功事例を参考にし、自信を持って道の駅に商品を出してほしいと思っております。

町では、商品作りなどにチャレンジする方に対し支援を行っております。6次化商品の開発、商品化に対する補助金、また、新たに事業を立ち上げる方には創業支援計画による各種支援制度がございますので、ぜひご相談いただければと思っております。

いずれにいたしましても、担い手不足の問題は一層深刻になりますので、商工会を中心に、町もしっかり情報交換しながら連携してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 町の基盤産業であります農業の担い手不足対策になっておりますけれども、それで全てができると思っております。商店主は、体の障害及び担い手不足は廃業しか選択肢がないという状況になっております。それに対して何らかの町からの支援策というものは、今いろいろありましたけれども、その中で、具体的なこういうものかというものがあつたら、お知らせしていただければと思っております。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えをいたします。

先ほど答弁しましたとおり、町としましては、新たな商品づくりや事業に取り組む

方への支援を行っているところであります。商店の担い手不足などに対して直接的な対応はしておりませんが、こうした方たちが廃業せずに少しでも長く営業を続けるためにどのような支援を求めているのか、商工会などとも情報交換しながら模索をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） これもまた難しい問題であります。やはり自分の身体が健康で担い手がいれば、新たな事業を始めることもできます。しかし、諸般の事情で、先ほども町長が言われましたように、商店街でも何らかの事情で廃業するということは止めることができません。できるだけ長く、町民に親しまれる商店街でいられる様、考えていただきたいと思います。

次の問題に移らせていただきます。

ことし10月よりプレミアム商品券の発行が予定されておりますが、購買力も高まっております。その中で、商品券を利用できる店舗が限られている中で、両者の利便性と商店街の活性化につながるような利用方法を考えるべきという点についてお伺いいたしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

今回のプレミアム付商品券の事業につきましては、平成27年度に行われました地域経済活性化を目的とした事業とは違いまして、その主な目的は、消費税増税に伴う低所得者及び子育て世代の支援を目的とした事業というふうに理解をしてございます。総額2万5000円の商品券を2万円で購入できるものとなっております。また、対象者については、扶養となっていない町民税の非課税者及び3歳半未満の児童のいる世帯主とさせていただきます。

取り扱いの店舗について限られているというようなお話でございましたけれど、商工会にて募集をするということとし、希望すればどの店舗でも取り扱うことができます。その範囲は町内の店舗に限定をされるものとなっております。

ご指摘の利用者の利便性と商店の活性化につながるような利用法ということでございますが、町内で使えるというものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今回プレミアム付商品券は消費税の値上げになるかということで、10月から値上げになるということで、所得の低い方や子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに地域における消費を喚起することが目的で、今回のプレミアム付商品券が発行されております。

消費者が商店街で買い物をすれば、ポイントが逆に貯まって商品券より高くなるのではないかとこのように消費者が考えている場合もあります。購入場所も限定されつ

つ、ますます購入及び利用が低くなるのではないかと思われますが、その点について
どういうふうに考えておりますか、お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

ご質問の趣旨を確認させてください。スマホやクレジット決済でポイントが高くなる
ということのお話でございますけれど、その購入場所が限定される、町内に限定さ
れる。スマホでやったほうがポイントが貯まるので、商品券は余り使われないので
はないかというような趣旨でよろしいですか。

今、お話をいただきましたスマホあるいはクレジット決済の件につきましては、キ
ャッシュレスポイント還元事業ということで、国が進める事業というふうになってご
ざいます。キャッシュレスの決済を利用すればポイントが還元されてということにな
ってございます。

キャッシュレスのポイント還元事業につきましては、ことしの10月から来年の
6月末まで実施をされるということで、還元率につきましては最大5%、フランチャ
イズ店などにつきましては2%と発表されてございます。プレミアム付商品券のプレ
ミアム率につきましては20%ということになってございまして、プレミアム商品券
のほうがお得ということになります。お質しのようなご心配はないものというふう
に考えてございます。ただ、上限が2万5000円ということに決まっておりますし、
先ほどお話をしているように対象者が限られているということになりますので、商店
への波及効果という点についてはまだまだ未知数かなと、そんなふうを考えていると
ころでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 町の商工会に今のような販売も含めてやると、委託するとい
うことになっておると思いますが、これらの取り扱いを今後募集をした後に、登録店
を、利用者に対して確実に連絡が行くことができるのでしょうか。その点について再
度お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

町といたしましては、平成27年度のプレミアム付商品券事業の実績があること、
さらに商工会の会員店舗で取り扱いをしていただくことで商店へのプラス効果もある
と考えて、町商工会への委託を念頭に、当初より商工会と打ち合わせをさせてもら
ってきたというところでございます。

その中で、取り扱いの店舗につきましては、前回の事業実施の際に、商工会の会員
ではあるんですが取り扱わないとされた店舗もございました。今回混乱を避けるた
めに、商工会にて取り扱い店舗の募集を行って、商工会だけが商品券を販売でき
ることとさせていただきます。その際に、商品券を販売する際に取り扱い店舗の一
覧を配付をするということで対応することとしてございますので、購入する全ての方
に届く

ものというふうに認識をしてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ぜひとも商工会との連携をして、利用者の皆様に不便な思いをすることなく、有意義にプレミアム付商品券を大いに利用して、消費拡大にしてもらいたいと考えております。

最後の質問に移ります。

商店街を活性化するためにも、空き家及び空き店舗を活用して、移住定住を促進するべきと、このような話は前、いろんな議員からも出ると思うんですけども、そのために、やはりまず商工会として連携をして、協議会とまではいかないですけども、検討すべきと考えておりますが、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） お答えいたします。

空き家等を利用して移住定住を促進すべきということで、建設課がその窓口となりますので、私のほうから回答させていただきます。

昨年度におきまして、空き家関係での問い合わせは約12件ほど、相談窓口でありました。内容といたしましては、売却したい、取り壊したい、さらには取得したい、移住したいという相談が中心となります。当方でお預かりしている物件の中ではなかなか折り合いがつかないという状況がございます。本人からのご了承をいただきながら、不動産業者と情報を共有して進めているというのが実情であります。あくまでも所有者、もしくは買いたいという人の自発的な対応が基本であって、民間の不動産業者を介して売買しているケースが多いと考えているところでございます。

また、空き店舗の活用についてですが、こちらにつきましても所有者が自ら判断して対応することが基本となります。商工会としても支援を求められていることかと存じ上げます。

質問の中に、協議会等の設置についてのお質しがございます。既に空き家対策につきましては空き家等対策協議会というものが設置されております。施策の協議検討を行う下部組織におきまして、空き家等の対策委員会というのがございます。こちらにつきましても商工会からも委員の方を輩出していただいていることから、この対策委員会において今後、意見反映が望ましいかと考えております。いずれにしましても、商工会の皆さんとの情報を共有し、連携しながら進めるということは必要と考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ただいまのお話にありましたよう、やはり町の商工会とも今でも十分に連携は図っていると思っております。まちづくりの活性化について議論を交わし、さまざまな活動を行っており、空き家のアンケート調査も行っております。しかし担い手不足の解消まで手だてがないのが現状であります。そのためにも、町との強固な

関係を築くことが必要だと思っております。

町商工会の会員相互の団結力も素晴らしいものがあります。まずはお互いの情報共有からやっていけるものと考えておりますが、いかがでしょうか。お伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） 商工会におきましてもアンケート等いろいろやっているというふうなことでございます。その辺の情報について、逆にご提供いただきたいというところでございますが、ただいまの協議の場の関係につきましては、現在空き家等の対策委員会を設置しております。その中での意見反映、さらにはその中での協議での方向を見ながら進められればいいと思います。いずれにしましても、情報を共有することについては、先ほど答弁したように必要なことと認識しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 全て行政が行うべきだと私は思っておりません。ただ、現実にはこの今の状況を知ってもらい、なおかつ、町商工会の会員の人脉はすばらしく、町外への情報発信も確実だと思っております。その人々の力をかりたらより良い情報発信ができるものだと思っております。そのためにも、空き家バンクだけの協議会ではなく、町として、商工会として一体の協議会を考えるべきと考えておりますが、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） ただいま渡辺議員のほうから商店街の活性化、担い手の問題、そして最後に空き家の問題、ご質問をいただきまして、特にこの空き家の問題については、先ほど建設課長から答弁いたしましたように、議会も入って、町も入って、私も入って対策協議会というものを作っております。その中で高度なさまざまな判断がございます。そういったものは当然ここでいろいろと判断をして結論を出していくというような協議会ということで、いち早く国見町では設置をしました。現在はそういったことで対応しております。

そのワーキンググループに商工会が入っています。空き家等対策委員会というものでございますけれども、商工会等々、いろいろな方が入っていただいて、そこでいろいろとその情報交換をやっていただくというような組織体となっております。ただ、現在まだこの委員会が開催されておらないということでございますから、これは早急に開催して、やはり商工会等々と、いろいろな場面等々との意見交換しなくてはならないのではないのという指示を事務方にしておりました。そういった中で、基本は空き家の問題は、やはり個別の問題でやってしまいますといろいろな問題が出てきますので、やはり総論として、大きいくくりの中で議論をするというのが、私は非常に望ましいかなと思っております。

ただ、私どもも商工会とは、全て包括連携、協定していると思っております。つまり、

国見町には商工会1つ、国見町役場1つしかないんです。ですから1対1ですから、これはいろいろな面で連携しなければ何もできません。ですから、もう既に包括連携協定を結んでおると私は認識をして、そういった意識で今までいろいろとやってきております。あえてその冠をつけて協議会で1対1でやるかということは、私はいかななものかなと逆に思っております。

青年商工業者との意見交換会、来週を開催し、今のところ10名ぐらいの出席者がおり、やっています。あと、私の対話の日に商工会も入っていただいて、いろいろ意見交換して、あるいはイベント等々の連携もしているところです。あとはその空き家の問題については、また個別にいろいろできると私は思っていますので、ですから、むしろアプローチかけていただいて、連携しながらやっていくということによろしいのかなという感じしています。例えば、商工会のほうでこういったメンバーでぜひ協議したいということになれば、言ってもらえば、こっちもそれなり人間をそろえてやります。ただ、正式に協議会と冠をつけないで、包括連携協定結んでいるということになっています。そういう中で私は十分対応でき得るものと思っています。今後はそういった大きなくくりの中で、しかも細部の問題もいろいろと議論しながら、町と商工会、十分連携を図りながら、ぜひ活性化に向けて、空き家も含めて、前に前にぜひ進めていきたいとこのように考えておりますので、ご了承を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 町長から、協議会というよりも今までになっているものをより強力、強固にしていきたいというお話を伺いました。

さまざまなPRも必要ではございますが、人と人のつながりは、マスコミ報道も伝えることは大変難しいと思います。商店街を活性化させることも、農業、工業の活性化をさせることも同じでありますので、今後ともよろしく願い申し上げて、質問を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） これで一般質問を終了いたします。

◇

◇

◇

◇町長挨拶

議長（東海林一樹君） 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。

では町長、お願いします。

町長（太田久雄君） 令和元年第2回国見町議会定例会の閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

ご提案を申しあげました議案につきましては、慎重ご審議と格別のご理解を賜り、全議案につきまして原案のとおりご議決を賜り、まことにありがとうございます。

また、議案審議の過程におきまして議員の皆様方からいただきましたご意見等を十分踏まえまして、今後の町政執行にあたってまいる考えでございます。

なお、議員の皆様におかれましては、時節柄、お体には十分ご留意の上、今後とも復興、町政の進展、町民福祉の向上にお力添えを賜りますよう、心からお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長（東海林一樹君） これをもって、本日の会議を閉じます。

令和元年第2回国見町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

（午後2時26分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年7月5日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 臨時議長 八 島 博 正

同 署名議員 小 林 聖 治

同 署名議員 佐 藤 孝